

有価証券報告書

平成 23 年度

(第 88 期)

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

東京電力株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	5
4	【関係会社の状況】	8
5	【従業員の状況】	12
第2	【事業の状況】	13
1	【業績等の概要】	13
2	【生産及び販売の状況】	14
3	【対処すべき課題】	18
4	【事業等のリスク】	20
5	【経営上の重要な契約等】	23
6	【研究開発活動】	23
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3	【設備の状況】	27
1	【設備投資等の概要】	27
2	【主要な設備の状況】	28
3	【設備の新設、除却等の計画】	32
第4	【提出会社の状況】	34
1	【株式等の状況】	34
(1)	【株式の総数等】	34
(2)	【新株予約権等の状況】	34
(3)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	34
(4)	【ライツプランの内容】	34
(5)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	35
(6)	【所有者別状況】	35
(7)	【大株主の状況】	36
(8)	【議決権の状況】	37
(9)	【ストックオプション制度の内容】	37
2	【自己株式の取得等の状況】	38
3	【配当政策】	39
4	【株価の推移】	39
5	【役員の状況】	40
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5	【経理の状況】	58
1	【連結財務諸表等】	59
(1)	【連結財務諸表】	59
(2)	【その他】	105
2	【財務諸表等】	106
(1)	【財務諸表】	106
(2)	【主な資産及び負債の内容】	144
(3)	【その他】	145
第6	【提出会社の株式事務の概要】	146
第7	【提出会社の参考情報】	147
1	【提出会社の親会社等の情報】	147
2	【その他の参考情報】	147
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	148

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【事業年度】	第88期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 （横浜市中区弁天通1丁目1番地） 東京電力株式会社 埼玉支店 （さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号） 東京電力株式会社 千葉支店 （千葉市中央区富士見2丁目9番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目8番20号）

(注) 大阪証券取引所及び名古屋証券取引所については、平成24年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成24年5月15日に上場廃止の申請を行っており、大阪証券取引所については平成24年7月1日に、名古屋証券取引所については平成24年6月30日に、それぞれ上場廃止となる予定である。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月		平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高	百万円	5,479,380	5,887,576	5,016,257	5,368,536	5,349,445
経常利益又は経常損失 (△)	〃	33,132	△34,648	204,340	317,696	△400,405
当期純利益又は当期純 損失(△)	〃	△150,108	△84,518	133,775	△1,247,348	△781,641
包括利益	〃	—	—	—	△1,267,085	△767,168
純資産額	〃	2,695,455	2,419,477	2,516,478	1,602,478	812,476
総資産額	〃	13,679,055	13,559,309	13,203,987	14,790,353	15,536,456
1株当たり純資産額	円	1,967.03	1,763.32	1,828.08	972.28	491.22
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	〃	△111.26	△62.65	99.18	△846.64	△487.76
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	〃	—	—	99.18	—	—
自己資本比率	%	19.4	17.5	18.7	10.5	5.1
自己資本利益率	〃	△5.3	△3.4	5.5	△62.0	△66.7
株価収益率	倍	—	—	25.13	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	509,890	599,144	988,271	988,710	△2,891
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△686,284	△655,375	△599,263	△791,957	△335,101
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	188,237	194,419	△495,091	1,859,579	△614,734
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	125,147	258,714	153,117	2,206,233	1,253,877
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	52,319 〔6,227〕	52,506 〔6,000〕	52,452 〔5,841〕	52,970 〔5,517〕	52,046 〔4,999〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第84期、第85期及び第88期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第87期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 第84期、第85期、第87期及び第88期の株価収益率については、当期純損失のため記載していない。

4. 第87期については、一般募集による増資及び第三者割当増資により発行済株式数が254,150,000株増加している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月		平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高	百万円	5,224,389	5,643,394	4,804,469	5,146,318	5,107,778
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△22,051	△90,182	158,611	271,066	△408,359
当期純利益又は当期純 損失 (△)	〃	△177,627	△113,137	102,311	△1,258,552	△758,423
資本金	〃	676,434	676,434	676,434	900,975	900,975
発行済株式総数	千株	1,352,867	1,352,867	1,352,867	1,607,017	1,607,017
純資産額	百万円	2,382,700	2,131,108	2,160,650	1,264,822	527,479
総資産額	〃	13,057,731	12,990,060	12,643,034	14,255,958	15,149,263
1株当たり純資産額	円	1,764.50	1,578.41	1,600.43	788.48	328.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	〃 (〃)	65.00 (35.00)	60.00 (30.00)	60.00 (30.00)	30.00 (30.00)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	〃	△131.54	△83.79	75.78	△853.33	△472.81
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	18.2	16.4	17.1	8.9	3.5
自己資本利益率	〃	△6.9	△5.0	4.8	△73.5	△84.6
株価収益率	倍	—	—	32.88	—	—
配当性向	%	—	—	79.2	—	—
従業員数	人	36,123	35,926	36,328	36,683	37,459

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第84期、第85期、第87期及び第88期については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第86期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4. 第84期、第85期、第87期及び第88期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。

5. 第87期については、一般募集による増資及び第三者割当増資により発行済株式数が254,150,000株増加している。

2【沿革】

昭和26年5月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社（現・連結子会社「東電広告株式会社（昭和37年5月商号変更）」）は設立時より子会社
昭和26年8月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場
昭和28年3月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「尾瀬林業株式会社（昭和47年4月商号変更）」）
昭和28年7月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
昭和29年4月	東興業株式会社設立（現・連結子会社「東電工業株式会社（昭和36年9月商号変更）」）
昭和30年4月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） *東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（昭和48年1月） *東電不動産管理株式会社に東電不動産株式会社に商号変更（平成17年4月）
昭和30年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東電環境エンジニアリング株式会社（昭和50年6月商号変更）」）
昭和32年6月	東京礦油株式会社設立（現・連結子会社「東電リース株式会社」） *東京礦油株式会社から株式会社テプコユに商号変更（昭和62年12月） *株式会社テプコユから東電リース株式会社に商号変更（平成23年7月）
昭和32年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（昭和62年12月商号変更）」）
昭和32年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フュエル株式会社（平成23年7月商号変更）」）
昭和35年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（昭和41年7月商号変更）」）
昭和36年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場
昭和38年8月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（昭和61年6月商号変更）」）
昭和52年7月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（平成13年10月商号変更）」）
昭和52年7月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（平成11年7月商号変更）」）
昭和54年9月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和55年2月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（平成8年10月商号変更）」）
昭和55年4月	東京リビングサービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和57年9月	東電管配サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社東電ホームサービス（昭和62年10月商号変更）」）
昭和59年4月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（平成12年1月商号変更）」）
昭和62年9月	東京都市サービス株式会社設立（現・連結子会社）
平成元年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立（現・連結子会社）
平成9年4月	テプコ・リゾーツ社設立（現・連結子会社）
平成11年7月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立（現・連結子会社）
平成12年3月	マイエナジー株式会社設立
平成12年6月	株式会社アット東京設立（現・連結子会社）
平成12年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
平成12年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社設立（現・連結子会社）
平成14年2月	パシフィック・ユーラス・SHIPPING社設立（現・連結子会社）
平成14年2月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立（現・連結子会社）
平成14年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
平成15年3月	テプコ・オーストラリア社設立（現・連結子会社）
平成15年3月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立（現・連結子会社）
平成15年6月	東京ティモール・シー・リゾーツ（米）社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社） これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リゾーツ（豪）社を子会社化（現・連結子会社）

平成16年 3月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
平成16年 9月	株式会社パワードコム株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式株式の株式を株式会社パワードコムより取得（平成17年12月）
平成17年 5月	株式会社リビタ設立
平成17年 5月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社設立（現・連結子会社）
平成18年 1月	株式会社パワードコム解散（KDD I 株式会社と合併）
平成18年 1月	TEPCO トレーディング株式会社設立（現・連結子会社）
平成18年 1月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
平成19年 1月	吸収分割により、F T T H 事業及び心線貸し事業をKDD I 株式会社に継承
平成19年 8月	フュージョン・コミュニケーションズ株式株式の株式を全数譲渡
平成19年 8月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
平成19年 8月	株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
平成19年11月	マイエナジー株式会社解散（平成20年 3月清算終了）
平成20年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
平成21年 4月	東新ビルディング株式会社消滅（平成21年 4月 1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
平成23年 7月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
平成23年 7月	株式会社テプコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
平成23年 7月	株式会社テプスター消滅（平成23年 7月 1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
平成23年 7月	東電ピーアール株式会社解散（平成23年11月清算終了）
平成24年 1月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
平成24年 1月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社71社及び関連会社40社（平成24年3月31日現在）で構成され、「電気事業」及び「その他」に関する事業を行っている。

各事業における、当社及び関係会社の位置付けは次のとおりである。なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

[電気事業]

電気事業においては、一般電気事業を営む当社のほか、発電を行う関係会社がある。このうち当社は、当社が発電する電力のほか、グループ内外から受電する電力をあわせ、関東地方一円、山梨県及び静岡県富士川以東の区域のお客さまに販売している。

（主な関係会社）

日本原子力発電㈱

[その他]

〈情報通信事業〉

情報通信事業においては、当社のほか、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、電気通信、有線テレビジョン放送、情報ソフト・サービス、情報通信設備の建設・保守事業を行っている関係会社がある。

（主な関係会社）

電気通信 : ㈱ファミリーネット・ジャパン

有線テレビジョン放送 : ㈱テブコケーブルテレビ

情報ソフト・サービス : ㈱テブコシステムズ、㈱アット東京

情報通信設備の建設・保守 : T E P C O光ネットワークエンジニアリング㈱

〈エネルギー・環境事業〉

エネルギー・環境事業においては、当社のほか、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、設備の建設・保守、燃料の供給・輸送、資機材の供給・輸送、電気の卸供給、エネルギー・環境ソリューション事業を行っている関係会社がある。

（主な関係会社）

設備の建設・保守 : 東電工業㈱、東電環境エンジニアリング㈱、東電設計㈱、東京電設サービス㈱、㈱東電ホームサービス、㈱関電工、㈱東京エネシス

燃料の供給・輸送 : テブコ・リソーシズ社、テブコ・オーストラリア社、T E P C Oトレーディング㈱、東電フュエル㈱、リサイクル燃料貯蔵㈱、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）・（豪）社、テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社、日本原燃㈱

資機材の供給・輸送 : 東京計器工業㈱、東電リース㈱、東電物流㈱、東光電気㈱、㈱高岳製作所

電気の卸供給 : 東京発電㈱、君津共同火力㈱、鹿島共同火力㈱、相馬共同火力発電㈱、常磐共同火力㈱

エネルギー・環境ソリューション : 東京都市サービス㈱、東京臨海リサイクルパワー㈱

〈住環境・生活関連事業〉

住環境・生活関連事業においては、当社のほか、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、不動産、暮らしに関連するサービス事業を行っている関係会社がある。

（主な関係会社）

不動産 : 東電不動産㈱、東電用地㈱

サービス : 尾瀬林業㈱、東京リビングサービス㈱、東電広告㈱、東電パートナーズ㈱、㈱当間高原リゾート

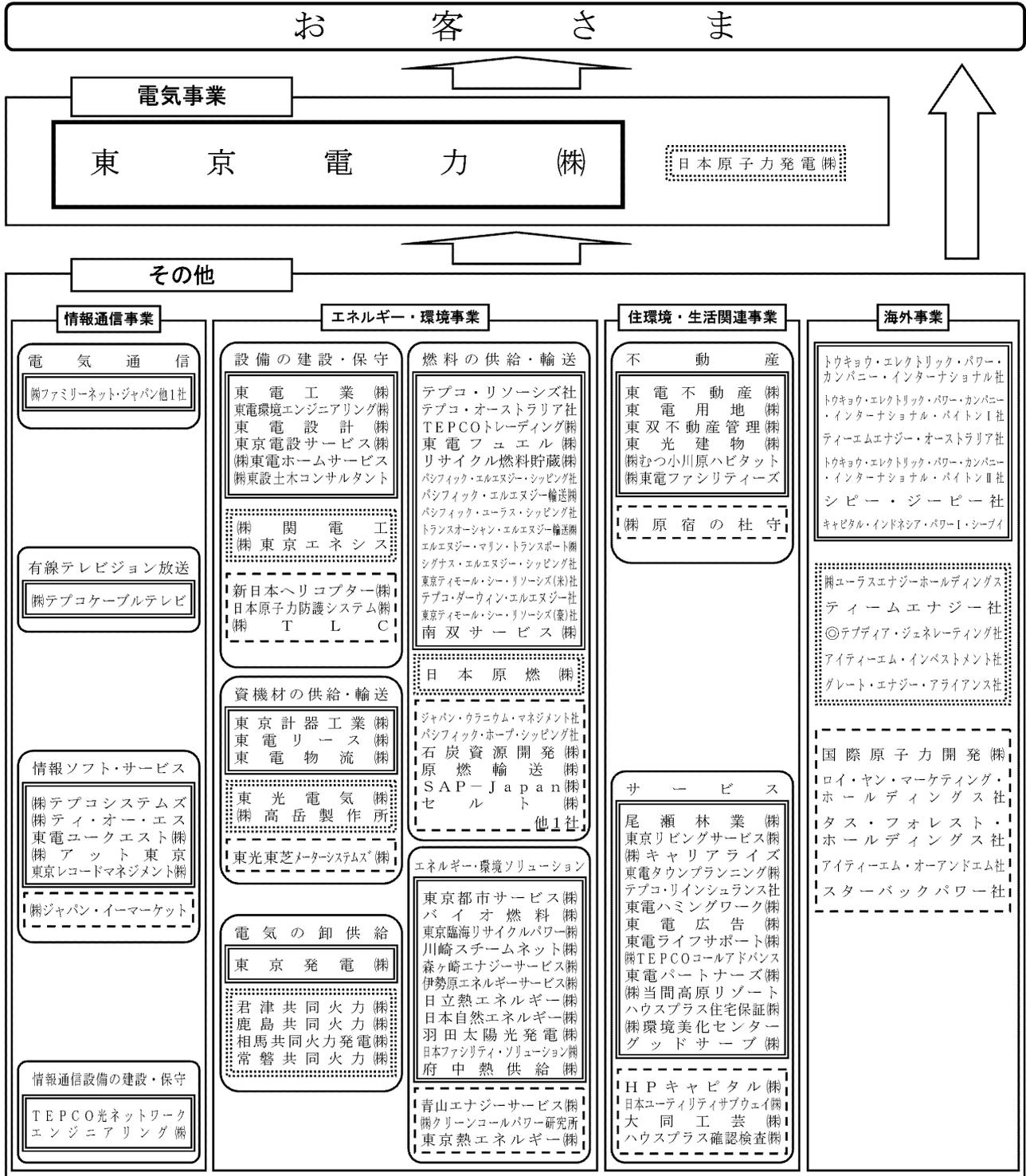
〈海外事業〉

海外事業においては、当社のほか、主として海外でのビジネスチャンスの発掘による新たな成長・発展を目指し、発電事業、投資事業を行っている関係会社がある。

(主な関係会社)

トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社、ティーエムエナジー・オーストラリア社、(株)ユーラスエナジーホールディングス、ティームエナジー社、テプディア・ジェネレーティング社、アイティーエム・インベストメント社、グレート・エナジー・アライアンス社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。



(注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計年度において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 複数のセグメントに係る事業を営んでいる会社は、主たる事業のセグメントに会社名を記載している。
 3. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：東電ビーアール㈱、テブコ・ニュークリアエナジー・アメリカ社、㈱テブスター、
 ㈱テブシステムソリューションズ、㈱ユラスエナジー・ホールディングス及びその子会社89社、㈱リビタ、
 サステナブルグリーンパワー(株)、オーストラル・エルエヌジー・サービス・エージェンシー社
 ・持分法適用関連会社：関東天然瓦斯開発㈱、㈱ユラスエナジー・ホールディングスの関連会社56社
 ・持分法非適用関連会社：ジャパンケーブルネット・ホールディングス(株)、日本デジタル配信㈱



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東電不動産(株)	東京都中央区	3,020	不動産の賃貸借、管理	100.0%	兼任2人 転籍等6人	不動産管理の委託、社宅用建物の賃借
東京発電(株)	東京都港区	2,500	電気の卸供給	100.0%	兼任2人 転籍等7人	発生電力の購入
東電工業(株)	東京都港区	300	発電設備等の補修工事	100.0%	兼任1人 転籍等9人	電力設備の補修工事の委託
東電環境エンジニアリング(株)	東京都港区	300	環境保全設備等の運転、保守	100.0%	兼任1人 籍8人	火力・原子力発電所の環境保全・放射線管理設備等の運転・保守委託
東電設計(株)	東京都台東区	40	発電、送電、変電設備等の設計、工事監理	100.0%	兼任1人 転籍等10人	発電・送電・変電設備等の設計及び監理の委託
尾瀬林業(株)	東京都荒川区	60	尾瀬の山林・土地の管理、造園	100.0%	兼任1人 転籍等3人	自然環境・資源の保全のための山林・土地管理委託
(株)テプコシステムズ	東京都江東区	350	コンピュータ機器による情報処理、コンピュータのソフトウェアの開発及び保守	100.0%	兼任1人 転籍等8人	コンピュータ関連の業務処理委託及びソフトウェア開発・保守の委託
東京電設サービス(株)	東京都港区	50	送電、変電設備等の保守	100.0%	転籍等8人	送電・変電設備等の保守の委託
東京リビングサービス(株)	東京都港区	50	給食施設、社宅の管理運営	100.0%	兼任1人 転籍等6人	社宅・給食施設等の管理・運営委託
(株)東電ホームサービス	東京都港区	200	電気利用に関するコンサルティング、配電設備の設計、保守	100.0%	兼任1人 籍5人	電気利用の相談、普及開発活動及び配電設備の設計・点検・巡視等の委託
東京都市サービス(株) *	東京都港区	400	熱供給事業	100.0%	転籍等8人	温熱・冷熱の購入、冷暖房・空調設備の保守及び管理の委託
テプコ・リソーシズ社	カナダ サスカチュワン州	10,770万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製錬	100.0%	転籍等1人	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社	オランダ アムステルダム	24,000万 ユーロ	海外事業への投資	100.0%	転籍等4人	—
テプコ・オーストラリア社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース	7,283万 豪ドル	LNGプラント事業投資会社及びパイプライン事業会社への投資	100.0%	転籍等5人	—
TEPCOトレーディング(株)	東京都千代田区	100	LNGの購入・販売	100.0%	転籍等5人	LNG購入契約に係る業務の委託
東電用地(株)	東京都荒川区	100	当社保有土地等の管理	100.0%	兼任1人 転籍等2人	土地管理委託
(株)テプコケーブルテレビ	埼玉県さいたま市	100	有線テレビジョン放送事業	100.0%	転籍等4人	テレビ共聴対策業務の委託

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東電広告(株)	東京都渋谷区	20	当社所有の配電線路の電柱等を媒体とする広告の請負	100.0%	転籍5人	広告のための配電柱の賃貸、配電線路図面管理の委託
東京計器工業(株)	東京都大田区	100	電力量計の修理調整並びに検定代弁	100.0%	兼任1人 転籍5人	取引用電力量計の修理及び失効替工事の委託
東電フュエル(株)	東京都港区	40	石油製品の販売	100.0%	兼任1人 転籍等6人	燃料油の購入、火力発電所等の防災業務の委託
東電リース(株)	東京都港区	100	車両等のリース	100.0%	兼任2人 転籍5人	車両及び機器類の賃借
(株)ファミリーネット・ジャパン	東京都渋谷区	270	インターネット接続サービス	100.0%	転籍等5人	電気の使用状況の情報提供サービス運用委託
東電パートナーズ(株)	東京都江東区	100	訪問介護事業、居宅介護支援事業	100.0%	転籍等5人	—
東京臨海リサイクルパワー(株)	東京都江東区	100	産業廃棄物処理及び廃熱を利用した発電	96.6% (1.1%)	転籍等7人	産業廃棄物処理の委託
(株)アット東京	東京都港区	13,378	コンピュータ、電気通信設備等の設置場所賃貸及び保守、管理、運営	84.2% (3.0%)	転籍等9人	建物の賃貸
東電物流(株)	東京都大田区	50	貨物自動車運送事業、倉庫事業	80.0%	兼任1人 転籍等4人	配電用資材の管理・輸送の委託
リサイクル燃料貯蔵(株)	青森県むつ市	3,000	使用済燃料の貯蔵・管理	80.0%	転籍等5人	—
(株)当間高原リゾート	新潟県十日町市	100	宿泊施設等の経営・管理	80.0% (0.0%)	兼任1人 転籍等8人	施設の利用
パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社	バハマ ナッソー	3,755	LNG船の保有、用船	70.0%	転籍等3人	—
パシフィック・ユエラス・ SHIPPING 社	バハマ ナッソー	3,740	LNG船の保有、用船	70.0%	転籍等3人	—
シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社	バハマ ナッソー	4,002	LNG船の保有、用船	70.0%	転籍等3人	—
東京ティモール・シー・リソーシズ(米)社	アメリカ デラウェア州 ウィルミントン	3,900万 米ドル	ガス田開発事業会社への投資	66.7%	転籍等4人	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社	オランダ アムステルダム	3万 ユーロ	インドネシアにおけるIPP事業会社への投資	100.0% (100.0%)	転籍等1人	—
ティーエムエナジー・オーストラリア社	オーストラリア 首都特別区 キャンベラ	8,850万 豪ドル	豪州における発電所共同事業体への投資	70.0% (70.0%)	転籍等3人	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース	6,248万 豪ドル	LNGプラント事業 会社への投資及びパイプライン事業	100.0% (100.0%)	転籍等 5 人	—
東京ティモール・シー・リソーシズ(豪)社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース	31,666万 豪ドル	ガス田開発事業	100.0% (100.0%)	転籍等 4 人	—
その他35社						

- (注) 1. 連結子会社は、いずれも特定子会社に該当しない。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
3. * : 東京都市サービス(株)は、平成24年5月22日に株式の一部譲渡により関連会社となった。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
君津共同火力(株)	千葉県君津市	8,500	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任2人 転籍等3人	発生電力の購入
鹿島共同火力(株)	茨城県鹿嶋市	22,000	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任2人 転籍2人	発生電力の購入
相馬共同火力発電(株)	福島県相馬市	112,800	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任1人 転籍等2人	発生電力の購入
常磐共同火力(株)	東京都千代田区	56,000	火力発電による電気の卸供給	49.1%	兼任1人 転籍等3人	発生電力の購入
(株)関電工*	東京都港区	10,264	配電、送電設備等の電気工事	47.8% (1.2%)	兼任1人 転籍5人	配電、送電設備の電気工事の委託
東光電気(株)*	東京都千代田区	1,452	電気機械器具その他機械器具工具計量器及びその部品の製造修理並びに販売	46.1%	兼任1人 転籍等5人	電気機械器具の購入、取引用計器の修理及び失効替工事の委託
(株)ユーラスエナジーホールディングス	東京都港区	18,199	国内外の風力・太陽光発電事業への投資	40.0%	転籍等4人	—
(株)高岳製作所*	東京都中央区	5,906	電気機械器具その他の機械器具の製造、加工、修理及び販売	29.3%	兼任1人 転籍等4人	電気機械器具の購入
日本原燃(株)	青森県上北郡六ヶ所村	400,000	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物施設事業	28.6%	兼任1人 転籍5人	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株)*	東京都千代田区	120,000	電気の卸供給	28.3% (0.1%)	兼任1人 転籍1人	発生電力の購入
(株)東京エネシス*	東京都港区	2,881	発電設備等の補修工事	26.3% (0.0%)	転籍5人	火力・原子力発電設備の定検工事、水力・変電設備の保守・点検工事
ティームエナジー社	フィリピン マニラ	1,216万 米ドル	フィリピンにおけるIPP事業	50.0% (50.0%)	転籍等3人	—
テプディア・ジェネレーティング社	オランダ アムステルダム	1万8千 ユーロ	タイにおけるIPP事業への投資	50.0% (50.0%)	転籍等1人	—
アイティーエム・インベストメント社	イギリス ガンジー島	1万6千 米ドル	ウム・アル・ナール発電・造水プロジェクトへの投資	35.0% (35.0%)	転籍等2人	—
グレート・エナジー・アライアンス社	オーストラリア ビクトリア州 トララルゴン	31,650万 豪ドル	豪州におけるIPP事業	32.5% (32.5%)	転籍等3人	—

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. * : 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
電気事業	37,433 [385]
その他	14,613 [4,614]
情報通信事業	3,695 [258]
エネルギー・環境事業	7,720 [907]
住環境・生活関連事業	3,198 [3,449]
海外事業	0 [0]
合計	52,046 [4,999]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
37,459	41.1	21.1	6,537,531

セグメントの名称	従業員数（人）
電気事業	37,433
その他	26
情報通信事業	4
エネルギー・環境事業	22
住環境・生活関連事業	0
海外事業	0
合計	37,459

- (注) 1. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等1,242人は含まない。
 2. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金及び賞与を含む。なお、監督若しくは管理の地位にある者を算定対象に含めない。監督若しくは管理の地位にある者を算定対象に含めた場合、6,889,738円となる。
 3. 55歳から57歳までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 4. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比0.4%減の5兆3,494億円、経常損益は4,004億円の損失（前連結会計年度は経常利益3,176億円）となった。

また、特別利益は、原子力損害賠償支援機構資金交付金2兆4,262億円に加え、資産売却に努めた結果、固定資産の売却益416億円及び有価証券の売却益490億円を計上したことから、2兆5,168億円となった。

一方、特別損失は、東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失2,978億円に加え、原子力損害賠償費2兆5,249億円や有価証券の売却損451億円を計上したことから、2兆8,678億円となった。

これにより、当期純損益は、7,816億円の損失（前連結会計年度は当期純損失1兆2,473億円）となった。

なお、当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間の内部取引消去前）は次のとおりである。

[電気事業]

販売電力量は、お客さまによる節電のご協力や生産活動の落ち込みの影響がみられたことなどにより、全ての用途で前連結会計年度の水準を下回ったことなどから、前連結会計年度比8.6%減の2,682億kWhとなった。内訳としては、電灯は前連結会計年度比7.4%減の958億kWh、電力は同8.3%減の112億kWh、特定規模需要は同9.3%減の1,613億kWhとなった。

収支の状況については、収入面では、販売電力量が減少したことなどにより、売上高は前連結会計年度比1.4%減の4兆9,956億円となった。一方、支出面では、原子力発電の減少や燃料価格の上昇などにより燃料費が大幅に増加したことなどから、営業費用は前連結会計年度比12.9%増の5兆3,193億円となった。この結果、営業損益は3,237億円の損失（前連結会計年度は営業利益3,541億円）となった。

[その他]

売上高は、エネルギー・環境事業の売上増などにより、前連結会計年度比2.7%増の6,521億円となった。一方、営業費用は、エネルギー・環境事業の費用増などにより、前連結会計年度比2.0%増の6,021億円となった。この結果、営業利益は前連結会計年度比12.8%増の499億円となった。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ9,523億円（43.2%）減少し、1兆2,538億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の支出は、28億円（前連結会計年度は9,887億円の収入）となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比57.7%減の3,351億円となった。これは、有価証券の売却による収入が増加したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の支出は、6,147億円（前連結会計年度は1兆8,595億円の収入）となった。これは、長期借入れによる収入が減少したことなどによるものである。

2 【生産及び販売の状況】

連結会社においては、電気事業が事業の大半を占めており、また、電気事業以外のセグメントの製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、これらのセグメントについては生産規模等を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

(1) 需給実績

種別		平成23年度	前年同期比 (%)
発電 受電 電力量	水力発電電力量 (百万kWh)	11,706	96.2
	火力発電電力量 (百万kWh)	210,287	124.5
	原子力発電電力量 (百万kWh)	28,067	33.5
	新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	30	242.1
	他社受電電力量 (百万kWh)	44,934 △3,059	88.8 148.8
	融通電力量 (百万kWh)	9,952 △8,694	45.5 53.9
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△2,409	90.0
	合計 (百万kWh)	290,814	91.9
総合損失電力量 (百万kWh)		22,584	97.2
販売電力量 (百万kWh)		268,230	91.4
出水率 (%)		104.3	—

(注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電㈱からの受電電力量898百万kWhが含まれている。

2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。

3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。

4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量 (平成22年度365百万kWh、平成23年度290百万kWh) を含んでいる。

5. 平成23年度出水率は、昭和55年度から平成21年度までの30か年平均に対する比である。

なお、平成22年度出水率は、昭和54年度から平成20年度までの30か年平均に対する比であり、101.3%である。

(2) 販売実績

① 契約高

種別		平成24年3月31日現在	前年同期比 (%)
契約口数	電灯	26,672,281	100.4
	電力	2,106,839	97.8
	計	28,779,120	100.2
契約電力 (千kW)	電灯	96,091	101.0
	電力	14,390	97.7
	計	110,481	100.5

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

② 販売電力量

種別		平成23年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)	
特定規模需要 以外の 需要	電 灯	定額電灯	223	96.2
		従量電灯A・B	67,257	91.9
		従量電灯C	13,229	87.8
		その他	15,087	100.8
		計	95,797	92.6
	電 力	低圧電力	9,360	90.9
		その他	1,800	95.9
		計	11,160	91.7
	電灯電力合計		106,957	92.5
	特定規模需要		161,273	90.7
電灯電力・特定規模合計		268,230	91.4	
他社販売		2,068	120.3	
融通		8,692	53.9	

③ 料金収入

種別	平成23年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電灯	2,133,427	98.4
電力	2,620,636	99.7
電灯電力合計	4,754,063	99.1
他社販売	32,838	155.5
融通	107,207	75.8

- (注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

④ 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成23年度		
		販売電力量		
		(百万kWh)	前年同期比 (%)	
業	鉱業	165	98.3	
	製造業	食料品	5,493	96.0
		繊維工業	317	90.9
		パルプ・紙・紙加工品	2,383	90.4
		化学工業	9,150	96.1
		石油製品・石炭製品	443	85.1
		ゴム製品	636	90.6
		窯業土石	2,443	97.3
		鉄鋼業	7,922	104.1
		非鉄金属	3,983	95.2
		機械器具	16,529	91.9
	その他	9,654	93.9	
	計	58,951	95.0	
計	59,116	95.1		
その他	鉄道業	5,678	89.2	
	その他	12,182	90.9	
	計	17,860	90.4	
合計		76,976	93.9	

(3) 資材の状況

重油及び原油等の受払状況

種別	平成23年度					
	期首残高	受入量	前年同期比 (%)	払出量	前年同期比 (%)	期末残高
石炭 (t)	198,513	3,248,333	108.0	3,222,453	106.8	224,393
重油 (kl)	318,285	5,930,176	192.4	5,761,251	180.0	487,210
原油 (kl)	649,665	2,297,825	156.3	2,317,418	148.0	630,072
LNG (t)	761,746	22,713,070	115.7	22,884,249	117.6	590,567
LPG (t)	64,826	961,680	302.0	952,249	292.0	74,257

3【対処すべき課題】

当社は、事故発生以来、親身・親切的な賠償の実現、原子炉の廃止措置、安定供給の確保、さらに徹底した経営合理化に向けた取り組みを実施してきたが、今なお克服すべき数多くの課題がある。

一方、事故に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加などにより財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が著しく低下しており、これらの抜本的な改善策を講じなければ企業として立ちゆかない状況にある。

このため当社は、今後取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成24年5月に国の認定を受けた。この計画のもと、株主のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、経営基盤を建て直すとともに、「賠償・廃止措置・安定供給」の同時達成に向けて全力を尽くしていく所存である。

(1) 親身・親切的な賠償の実現

被害者の方々に対する親身・親切的な賠償の実現に向け、緊急特別事業計画で掲げた「5つのお約束」の履行に努めている。今後土地や建物をはじめとする財物に係る賠償が本格化することなどから、当社としては、引き続き被害者の方々の立場に寄り添って、さらなる対応の拡充・改善をすすめていく。

(2) 着実な廃止措置の実施

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置の終了までには30年以上の期間を要するものと想定されており、これまで経験のない技術的困難性を伴う多くの課題がある。当社としては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、地域のみなさまと作業員の安全の確保を大前提に、国をはじめ関係機関と密に連携しながら着実に廃止措置に取り組んでいく。

(3) 安定供給の確保

現在、当社の原子力発電所は全プラントが運転を停止しており、供給力は大幅に低下している。当社としては、緊急設置電源の増設やコンバインドサイクル化などにより供給力の増強をはかるとともに、節電のお願いや需給調整契約の拡大など各種の需要抑制策を着実に実施し、電力需給のバランスを確保していく。

また、柏崎刈羽原子力発電所の運転再開に向けて、安全性に関する総合評価（ストレステスト）を厳正適確に実施するとともに、津波に備えた浸水防止対策や全電源喪失時の燃料損傷防止対策などの安全確保対策を確実にすすめていく。そのうえで、地域のみなさまをはじめ広く社会のみなさまに当社の取り組みを丁寧にご説明し、ご理解をいただけるよう努めていく所存である。

(4) 経営合理化の徹底

今後の経営合理化にあたっては、「経常的な合理化」、「構造的な合理化」、「戦略的な合理化」という3つの段階に分けて取り組んでいく。まず、「経常的な合理化」では、これまで実施してきている資材・役務調達費用や買電・燃料調達費用、人件費等の経常的費用の削減及び保有資産の売却等をすすめていく。また、「構造的な合理化」では、ピーク需要抑制策の徹底等による中長期的な設備投資の削減や子会社・関連会社を含む取引先への発注方法の抜本的な見直しなど、構造面での変革を行っていく。さらに「戦略的な合理化」では、火力発電所のリプレースや燃料調達・運用面における他の事業者の方々との連携などにより、燃料コストの戦略的削減等を推進していく。これらにより、緊急特別事業計画をもとにした削減目標に6,565億円を上積みし、平成24年度から33年度までの10年間で3兆3,650億円を超えるコスト削減を実現していく。

(5) 直面する構造的課題への対応

① 「賠償・廃止措置・安定供給」への万全な対応のための財務基盤の強化

イ. 機構による当社株式の引受け

平成24年3月、賠償と廃止措置に全力で取り組む態勢を整えるとともに、安定供給に必要な資金を確保し、財務基盤を強化するため、機構に対して当社が発行する株式（払込金額総額1兆円）の引受けを含む資金援助の申請を行った。その後、当社は、平成24年5月21日開催の当社取締役会において、機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、平成24年6月27日開催の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する承認を得た。本優先株式発行は、当該発行のために必要な手続きが完了し、かかる手続きがいずれも取り消されていないことを条件としており、また、機構による本優先株式の引受けは、当社による総合特別事業計画の履行に悪影響を及ぼす事象が存在しないこと等を条件としている。今後こうした条件を充足した上で、機構から出資を受けることにより、事業の継続性を確実なものとしていく。

ロ. 金融機関への協力をお願い

社債市場への復帰等自律的な資金調達が可能となるまでの間、すべての取引金融機関に対し、借換え等による与信の維持をお願いしていく。これに加え、平成23年3月11日から9月末日までの間に当社が弁済を行った取引金融機関に対し、機構からの出資にあわせて弁済額と同額の融資等による資金供与をお願いするとともに、主要取引金融機関に対しては、この資金供与額を含め約1兆円の追加与信を行うことをお願いしていく。

ハ. 電気料金値上げをお願い

事故発生以来、原子力発電所の停止により火力発電への依存度が高まり、燃料費が大幅に増加しているため、営業赤字が発生し続けており、現状のままでは電力の安定供給に著しい支障が生じるおそれがある。このため、当社としては、経営合理化を徹底してもなお賄えないコスト増について、最低限の電気料金の値上げをお客さまにお願いしている。電気料金の値上げにあたっては、不断の経営合理化を前提にするとともに、お客さまにご理解いただけるよう情報の開示を徹底するなど説明責任を十分に果たしていく。

② 事業環境の変化に対応した最適な電力供給

財務基盤が悪化し、資金調達力が大幅に低下するなか、従来と同じように自ら資金を調達して電力設備を建設することは極めて困難な状況にある。このため、今後の火力電源の確保においては、入札の実施等を通じて他の発電事業者の方々からの電力調達をすすめるとともに、他の事業者の方々との連携のもと古い火力発電所のリプレースを行い、電源の高効率化をはかっていく。同時に、これらの成果を十二分に引き出すため、送配電ネットワークの増強や運用における透明性・中立性を高めていく。また、燃料調達の安定化・低廉化に向けて、他の事業者の方々との燃料調達の連携・集約化や燃料関連施設の共同運営などにさらに取り組むほか、料金メニューの充実やスマートメーターの積極的な導入等により、ピーク需要を抑制するとともに、お客さまの多様なニーズにもきめ細かく対応していく。

③ 経営資源の有効活用

スマートメーターを導入し、当社の送配電ネットワークのインフラとしての質を高めるとともに、さまざまな事業者の方々ネットワークを通じて新たな商品・サービスを生み出すことができる環境を整備していく。これにより、他の事業者の方々との連携による相乗効果を発揮しながら、省エネルギーなどに関する新しい形態のサービスを検討・展開していく。

また、高効率の発電設備の建設・運営や高品質の送電網管理など当社が蓄積しているさまざまな知見を活用して、新興国における発電事業やコンサルティング事業をすすめることにより、国際的な燃料需給の緩和への貢献と調達面でのリスクの低減をはかるとともに、収益機会の拡大をめざしていく。

④ 意識改革

当社が直面するさまざまな課題の解決には、「ゼロからの挑戦」の覚悟をもって社会のみなさまからの信頼を回復し、関係者の方々との協力・連携によって新たな事業展開をすすめていく必要がある。そのためには、責任を全うする、開かれた東京電力となる、お客さま・社会とともにエネルギーサービスを変革するという「新しい東電」の方向性を全社員が共有し、意識改革を実践していくことが何より重要である。

こうした改革に向け、ガバナンス改革として、平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社へ移行した。今後この経営体制のもと、経営の客観性・透明性を高めていく。また、組織改革として、各部門のミッションと収益・コスト構造の明確化、透明性の向上をはかるため、燃料・火力部門、送配電部門及び小売部門についてカンパニー制を導入していく。さらに、人事制度改革として、実力主義を徹底する新人事処遇制度を導入し、社員の切磋琢磨や創意工夫を促すとともに、部門間の人事異動を積極的に実施し、その連携の強化等をはかっていく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

また、本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

当社グループは、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故について、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」に基づき、事故の早期収束に向けた取り組みを計画的に進めてきた。その結果、平成23年12月、政府の原子力災害対策本部において、原子炉が「冷温停止状態」に達し、福島第一原子力発電所の事故そのものは収束に至ったと判断された。その後、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）をとりまとめ、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けて取り組んでいるが、これまで経験のない技術的困難性を伴う課題が多いこと等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。また、事故収束及び福島第一原子力発電所1～4号機廃止に関する費用は、合理的な見積りが可能な範囲における概算額を平成22年度及び平成23年度に特別損失として計上しているが、変動する可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 継続企業の前提に関する事項

福島第一原子力発電所事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

それに対して、政府より原賠法に基づき「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日）が公表され、その後「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 以下「機構法」）が成立した。

これを受け、当社は、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）に対して、機構法に基づく資金交付の申請を行うとともに、機構と共同して緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の決定を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、緊急特別事業計画の変更を申請し、平成24年2月13日に同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定を受けた。

一方、当社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法に基づく株式の引受けの申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より株式の引受け（払込金額総額1兆円）を含む資金援助の決定の通知を受けている。さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化しており、同計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していく。しかしながら、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄うことは困難な状況であり、現在の電気料金の水準では、自律的な資金調達が不可能なまま、財務基盤のさらなる弱体化が進み、迅速かつ適切な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがある。このような事態を避けるため、当社は電気料金の引上げをお願いせざるを得ない状況であり、お客さまにご理解を頂けるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

当社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、

機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる。

(3) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年5月21日開催の当社取締役会において、機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、平成24年6月27日開催の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する承認を得た。本優先株式発行は、当該発行のために必要な手続が完了し、かかる手続がいずれも取り消されていないことを条件としており、また、機構による本優先株式の引受けは、当社による総合特別事業計画の履行に悪影響を及ぼす事象が存在しないこと等を条件としている。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構による本優先株式の引受けが行われた場合には、既存株式の希釈化が生じるとともに、機構が総議決権の2分の1超を取得することから、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

また、本優先株式の引受け後、機構により、B種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が一層進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が生じる結果として、当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに当社の株価に影響を及ぼす可能性もある。

(4) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは供給力が低下していることから、ガスタービン発電設備の設置などの供給力確保策を進めている。加えて、お客さまへ節電のご協力や需給調整契約ご加入をお願いするなど需要面の対策を進めており、計画停電については原則不実施としているが、天候状況や発電設備の計画外の停止等により需給状況が逼迫した場合には、計画停電の実施を余儀なくされる可能性がある。さらに自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、原子力政策の見直しが行われており、その結果により原子力発電のみならず原子燃料サイクルの事業運営は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、原子力事故の発生を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を実施するとともに、更なる安全確保に向けて取り組んでいるが、自然災害や設備トラブル、定期検査の延長、「発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価（ストレステスト）」、災害復旧の長期化等により、その稼働に影響・変更が生じる可能性がある。その場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(8) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(10) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(11) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(13) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(14) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競争の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融资時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

6 【研究開発活動】

当社グループの主要事業である電気事業の技術開発については、福島第一原子力発電所の事故を受けて、「事故の収束に向けた道筋（ロードマップ）に沿って福島第一原子力発電所事故を収束するための技術開発」及び「需給両面での安定供給を確保する技術開発」に重点化して取り組んできた。

平成23年12月、政府の原子力災害対策本部において、原子炉が「冷温停止状態」に達し、福島第一原子力発電所の事故そのものは収束に至ったと判断された。その後、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」がとりまとめられた。

これを受けて、「中長期ロードマップに基づいた廃止措置等に向けた技術開発」及び「需給両面での安定供給を確保する技術開発」に重点化して取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、24,789百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、電気事業が24,603百万円、その他が185百万円である。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

[概要]

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比0.4%減の5兆3,494億円、営業損益は2,725億円の損失（前連結会計年度は営業利益3,996億円）、経常損益は4,004億円の損失（前連結会計年度は経常利益3,176億円）、当期純損益は7,816億円の損失（前連結会計年度は当期純損失1兆2,473億円）となった。

[売上高]

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が4兆9,956億円（前連結会計年度比1.4%減）、その他が6,521億円（前連結会計年度比2.7%増）となった。

電気事業の売上高の減少は、燃料費調整制度の影響などにより料金収入単価が上昇したものの、お客さまによる節電のご協力や生産活動の落ち込みの影響がみられたことなどにより、全ての用途で前連結会計年度の水準を下回ったことなどによるものである。販売電力量の内訳は、電灯は前連結会計年度比7.4%減の958億kWh、電力は同8.3%減の112億kWh、特定規模需要は同9.3%減の1,613億kWhとなった。

その他の売上高の増加は、エネルギー・環境事業の売上増などによるものである。

[営業損益]

当連結会計年度における各セグメントの営業費用（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が5兆3,193億円（前連結会計年度比12.9%増）、その他が6,021億円（前連結会計年度比2.0%増）となった。

電気事業の営業費用の増加は、原子力発電の減少や燃料価格の上昇などにより燃料費が大幅に増加したことなどによるものである。

その他の営業費用の増加は、エネルギー・環境事業の費用増などによるものである。

以上により、売上高から営業費用を差し引いた当連結会計年度における各セグメントの営業損益（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が3,237億円の営業損失（前連結会計年度は営業利益3,541億円）、その他が499億円の営業利益（前連結会計年度比12.8%増）となった。

[経常損失]

当連結会計年度の経常損失は、営業損失が2,725億円、営業外収益が前連結会計年度に比べ241億円減少し521億円となり、営業外費用が前連結会計年度に比べ218億円増加し1,800億円となったことから、4,004億円となった。

[当期純損失]

当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は、原子力損害賠償支援機構資金交付金2兆4,262億円に加え、資産売却に努めた結果、固定資産の売却益416億円及び有価証券の売却益490億円を特別利益に計上する一方で、東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失2,978億円に加え、原子力損害賠償費2兆5,249億円や有価証券の売却損451億円を特別損失に計上したことなどから、7,537億円となった。ここから法人税、住民税及び事業税190億円、法人税等調整額37億円、少数株主利益50億円を減算し、当連結会計年度の当期純損失は7,816億円となった。なお、1株当たりの当期純損失は487円76銭となった。

(2) 流動性及び資金の源泉

[キャッシュ・フローの状況]

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は前連結会計年度末に比べ9,523億円（43.2%）減少し、1兆2,538億円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローについては、28億円の支出（前連結会計年度は9,887億円の収入）となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したことなどによるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比57.7%減の3,351億円の支出となった。これは、有価証券の売却による収入が増加したことなどによるものである。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、6,147億円の支出（前連結会計年度は1兆8,595億円の収入）となった。これは、長期借入れによる収入が減少したことなどによるものである。

[資産・負債・純資産の状況]

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ7,461億円増加し、15兆5,364億円となった。これは、未収原子力損害賠償支援機構資金交付金を計上したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ1兆5,361億円増加し、14兆7,239億円となった。これは、原子力損害賠償引当金を計上したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ7,900億円減少し、8,124億円となった。これは、当期純損失を計上したことによる利益剰余金の減少などによるものである。この結果、自己資本比率は5.1%と前連結会計年度末に比べ5.4ポイント減少した。

[財務政策]

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加などにより財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が著しく低下している。

このため、主務大臣より5月9日に認定を受けた総合特別事業計画に基づき、原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」）から出資を受ける予定である。

また、同計画に基づき、すべての取引金融機関に対し、借換え等による与信の維持をお願いしている。これに加え、平成23年3月11日から平成23年9月末日までの間に当社が弁済を行った取引金融機関に対し、弁済額と同額の融資等による資金供与をお願いするとともに、主要取引金融機関に対しては、この資金供与額を含め追加与信を行うことを要請している。

上記の機構による資本増強と金融機関の支援・協力のもとで、社債市場への復帰等、従前の自律的な資金調達力の早期回復へ向けて財務基盤の強化を図っていく。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

(3) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、前連結会計年度においては計上していない。

その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部より「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した額について、当連結会計年度において原子力損害賠償費を2,524,930百万円計上したが、今後更に見積りが大幅に増加する可能性があり、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、当社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、当社は、審査会による中間指針第二次追補の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化しており、同計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していく。しかしながら、かかる徹底したコスト削減の取り組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄うことは困難な状況であり、現在の電気料金水準では、自律的な資金調

達が不可能なまま、財務基盤のさらなる弱体化が進み、迅速かつ適切な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがある。このような事態を避けるため、当社は電気料金の引上げをお願いせざるを得ない状況であり、お客さまにご理解を頂けるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

当社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

連結ベース及び提出会社の設備投資等の概要については、以下のとおりである。

(1) 概要

設備投資については電気の安定供給維持に必要な最低限な水準まで絞り込む一方、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた設備の復旧や、供給力対策として緊急設置電源の新設を行った結果、連結ベースの平成23年度の設備投資額は、750,011百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が671,474百万円、その他が81,608百万円（情報通信事業29,715百万円、エネルギー・環境事業19,764百万円、住環境・生活関連事業20,024百万円、海外事業12,103百万円）となった。

(2) 提出会社の平成23年度の設備投資額

項目		設備投資額（百万円）
電気事業	水力・新エネルギー等	15,335
	火力	268,361
	原子力	128,007
	送電	86,836
	変電	35,332
	配電	97,632
	原子燃料他	42,904
	合計	674,408
その他	745	
情報通信事業	21	
エネルギー・環境事業	609	
住環境・生活関連事業	114	
総計	675,154	

(注) 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
電気事業	(266,650) 588,093	350,289	6,509,144	△64,990	7,382,537	36,857
その他	(10,842) 77,606	192,432	140,436	△1,328	409,146	14,519
情報通信事業	(8) 3,076	10,346	24,628	△77	37,973	3,650
エネルギー・環境事業	(5,123) 13,600	22,418	106,689	△17	142,690	7,671
住環境・生活関連事業	(5,711) 60,929	159,666	9,119	△1,232	228,482	3,198
海外事業	(0) —	—	—	—	—	0
計	(277,493) 665,700	542,721	6,649,581	△66,318	7,791,684	51,376

(注) 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者670人を含まない。

(2) 提出会社の設備概況

平成24年3月31日現在

区分	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)			
		土地	建物	機械装置 その他	計				
電	水力発電設備	発電所数	163か所	(222, 150)					
		最大出力	8, 981, 590 k W	10, 539	14, 731	622, 362	647, 632	1, 211	
	火力発電設備	発電所数	15か所	(11, 152)					
		最大出力	38, 471, 000 k W	191, 612	53, 056	607, 186	851, 854	2, 522	
	原子力発電設備	発電所数	3か所	(9, 747)					
最大出力		17, 308, 000 k W	22, 926	70, 104	636, 766	729, 796	6, 854		
内燃力発電設備	発電所数	16か所	(79)						
	最大出力	1, 677, 320 k W	1, 139	3, 556	64, 143	68, 839	51		
新エネルギー等 発電設備	発電所数	5か所	(336)						
	最大出力	33, 800 k W	8, 745	83	5, 369	14, 197	1		
気	送電設備	架空電線路	亘長 14, 825 k m 回線延長 28, 492 k m	(9, 730) 148, 473	15, 048	1, 855, 944	2, 019, 467	3, 372	
		地中電線路	亘長 6, 291 k m 回線延長 12, 067 k m						
		支持物数	51, 381基						
事	変電設備	変電所数	1, 588か所	(10, 703) 155, 392	104, 717	532, 121	792, 230	2, 922	
		出力	600, 000 k W						
		調相設備容量	266, 080, 550 k V A 53, 899, 460 k V A						
業	配電設備	架空電線路	亘長 333, 974 k m 電線延長1, 008, 376 k m	(90) 5, 629	5, 034	2, 156, 451	2, 167, 114	6, 087	
		地中電線路	亘長 18, 840 k m 電線延長 32, 808 k m						
		支持物数	5, 833, 979基						
		変圧器個数	2, 427, 201個						
		変圧器容量	99, 931, 481 k V A						
業務設備	本店 1 か所 支店10か所 電力所 3 か所	(1, 538) 39, 143	82, 470	21, 398	143, 012	13, 837			
その他		(397) 15, 212	29, 278	4, 717	49, 208	26			
情報通信事業	—	—	12	112	125	4			
エネルギー・環境 事業	—	—	5, 095	3, 793	8, 888	22			
住環境・生活関連 事業	—	(397) 15, 212	24, 170	810	40, 194	0			
計	—	(265, 926) 598, 814	378, 080	6, 506, 460	7, 483, 355	36, 883			

- (注) 1. 変電設備出力の上段600, 000 k Wは周波数変換設備の出力である。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は186, 298千㎡である。その主なものは、送電設備用借地177, 090千㎡である。
4. 「帳簿価額」には貸付設備6, 415百万円及び事業外固定資産6, 965百万円を含まない。
5. 「従業員数」には建設工事専従者576人を含まない。
6. 上記電気事業設備には福利厚生施設を含んでいる。
7. 福島第一原子力発電所1～4号機(合計2, 812, 000kW)については、電気事業法第9条に基づき、平成24年4月19日付けで廃止となった。

(3) 提出会社の主要な設備
 主要発電設備
 水力発電設備

平成24年3月31日現在

発電所名	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
			最大	常時	
鬼怒川	栃木県日光市	利根川	127,000	11,200	608
今市	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
塩原	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	—	1,017
矢木沢	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	240,000	—	42
玉原	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	1,200,000	—	921
神流川	群馬県多野郡上野村	利根川・信濃川	470,000	—	1,751
葛野川	山梨県大月市	富士川・相模川	800,000	—	1,367
秋元	福島県耶麻郡猪苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
安曇	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
水殿	長野県松本市	信濃川	245,000	—	890
新高瀬川	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,161
中津川第一	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	126,000	13,900	343
信濃川	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	169,000	88,400	457

汽力発電設備

平成24年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
大井	東京都品川区	1,050,000	188
品川	東京都品川区	1,140,000	104
横須賀	神奈川県横須賀市	2,100,000	832
川崎	神奈川県川崎市川崎区	1,500,000	279
横浜	神奈川県横浜市鶴見区	3,325,000	444
南横浜	神奈川県横浜市磯子区	1,150,000	167
東扇島	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	501
千葉	千葉県千葉市中央区	2,880,000	1,009
五井	千葉県市原市	1,886,000	403
姉崎	千葉県市原市	3,600,000	931
袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市	3,600,000	1,267
富津	千葉県富津市	5,040,000	1,161
鹿島	茨城県神栖市	4,400,000	999
常陸那珂	茨城県那珂郡東海村	1,000,000	1,406
広野	福島県双葉郡広野町	3,800,000	1,317

原子力発電設備

平成24年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
福島第一	福島県双葉郡大熊町	4,696,000	3,968
福島第二	福島県双葉郡楳葉町	4,400,000	1,545
柏崎刈羽	新潟県柏崎市	8,212,000	4,230

(注) 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。また、福島第一原子力発電所1～4号機(最大出力2,812,000kW)については、電気事業法第9条に基づき、平成24年4月19日付けで廃止となった。

主要送電設備

平成24年3月31日現在

線路名	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
西群馬幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
南新潟幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
南いわき幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
福島幹線	架空	500	181.64
福島東幹線	架空	500	171.35
新豊洲線	地中	500	39.50
墨東線	地中	275	29.02
葛南世田谷線	地中	275	32.50

主要変電設備

平成24年3月31日現在

変電所名	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
新野田	千葉県野田市	500	8,020,000	288
新坂戸	埼玉県坂戸市	500	6,900,000	65
新京葉	千葉県船橋市	500	6,750,000	373
房総	千葉県市原市	500	6,690,000	239
新富士	静岡県駿東郡小山町	500	6,650,000	324

主要業務設備

平成24年3月31日現在

事業所名	所在地	土地面積 (千㎡)
本店	東京都千代田区 他	351
支店等	東京都新宿区 他	1,186

3【設備の新設、除却等の計画】

連結ベース及び提出会社の設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

連結ベースの平成24年度の設備投資計画は、786,188百万円である。なお、セグメント毎の設備投資計画の内訳（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が752,274百万円、その他が36,985百万円（情報通信事業7,233百万円、エネルギー・環境事業26,526百万円、住環境・生活関連事業3,224百万円）となっている。

(2) 提出会社の平成24年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

地点名	出力（千kW）	着工	運転開始
葛野川	1,600	平成4/11 平成9/8	平成11/12、12/6、34年度以降、26/5
神流川	2,820	平成9/2	平成17/12、24/7、34年度以降

火力

地点名	出力（千kW）	着工	運転開始
常陸那珂2号	1,000	平成12/5	平成25/12
広野6号	600	平成20/10	平成25/12
千葉3号系列	1,500	平成24/1	平成26/4、26/6、26/7
鹿島7号系列	1,248	平成24/3	平成26/5、26/7、26/6
川崎2号系列	1,920	平成21/7（1軸）、25/4（2、3軸）	平成25/2、28/7、29/7
五井1号系列	2,130	平成34年度以降	平成34年度以降

原子力

地点名	出力（千kW）	着工	運転開始
福島第一7、8号	各1,380	計画中止	
東通1、2号	各1,385	平成23/1、未定	未定

送電

件名	電圧（kV）	亘長（km）	着工	運転開始
千葉葛南線新設	275	30.7	平成23/4	平成26/4、24/6
西上武幹線新設	500	110.4	平成18/1	平成26/6
川崎豊洲線新設	275	22.2	平成21/8	平成24/5、27/11、28/11

変電

件名	電圧 (k V)	出力 (千 k V A)	着工	運転開始
新福島変電所取替	500	1,500 △1,000	計画中止	
新福島変電所	500	△1,000	平成23/7 廃止	
新茂木変電所増設	500	1,500	平成22/12	平成25/4
京浜変電所取替	275	450 △220	平成23/2	平成25/6
代官山変電所新設	275	600	平成34年度以降	平成34年度以降

設備投資額

項目		平成24年度 設備投資額 (百万円)	平成25年度 設備投資額 (百万円)
電気事業	水力・新エネルギー等	20,626	23,134
	火力	253,368	270,535
	原子力	150,213	95,667
	送電	119,392	132,966
	変電	62,830	65,517
	配電	118,480	117,998
	原子燃料他	30,300	26,015
	合計	755,209	731,831
その他		79	219
情報通信事業		45	0
エネルギー・環境事業		0	37
住環境・生活関連事業		34	182
総計		755,288	732,050

(注) 1. 着工については、電気事業法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出を行った（又は、希望する）年月をいう。

2. 電気事業設備の拡充工事費は、平成24年度345,370百万円、平成25年度374,689百万円を計画している。

3. 上記設備投資額に対する所要資金には、自己資金及び借入金を充当する予定である。

4. 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

(3) 主要な除却計画等

原子力

地点名	出力 (千 kW)	廃止
福島第一 1～4号機	2,812	平成24/4

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

(注) 平成24年6月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、以下のとおり各種類の発行可能種類株式総数を規定している。

普通株式 35,000,000,000株

A種優先株式 5,000,000,000株

B種優先株式 500,000,000株

また、当社の発行可能株式総数は同日より4,600,000,000株増加し、6,400,000,000株となっている。

なお、A種優先株式及びB種優先株式のすべてについての払込金額の払込みがなされることを条件として、発行可能株式総数は、さらに7,700,000,000株増加し、14,100,000,000株となる見込みである。

※会社法の規定に基づき、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、発行可能株式総数にかかわらず、取得請求権の行使により発行されうる当該種類の株式の最大株式数以上となるように設定している。

但し、実際に発行できる株式の総数は発行可能株式総数の範囲内となる。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株
計	1,607,017,531	同左	—	—

(注) 大阪証券取引所及び名古屋証券取引所については、平成24年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成24年5月15日に上場廃止の申請を行っており、大阪証券取引所については平成24年7月1日に、名古屋証券取引所については平成24年6月30日に、それぞれ上場廃止となる予定である。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月19日 (注) 1	227,630	1,580,497	201,111	877,545	201,111	220,125
平成22年11月1日 (注) 2	26,520	1,607,017	23,430	900,975	23,430	243,555

(注) 1. 一般募集

発行価格 1,843円

発行価額(払込金額) 1,767円、総額402,222百万円

資本組入額 883.50円、総額201,111百万円

2. 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価額(払込金額) 1,767円、総額46,860百万円

資本組入額 883.50円、総額23,430百万円

割当先 野村証券株

3. 平成22年9月に決議した公募増資及び第三者割当増資に係る調達額4,468億円については、当初、中期経営方針「東京電力グループ中長期成長宣言2020ビジョン」(以下、「2020ビジョン」)で掲げた、電源の高効率化を含む低炭素化に向けた設備投資資金や、成長事業の拡大を目的とする投融資資金に充当することを予定しており、既に233億円を低炭素化投資に、また、94億円を成長事業投資に充当した。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社設備が大きな影響を受けたことで、これまでの事業運営の抜本的な見直しが必要となったため「2020ビジョン」を取り下げることとした。

これに伴い、当初、資金使途として掲げていた低炭素化投資や成長事業投資を含む投資計画を見直し、安定供給の確保等、電気事業の遂行に必要な不可欠なものを除き実施しないこととしたため、増資による調達資金の残額については、当面の電気事業の遂行に必要な設備資金に充当するものとした。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	32	122	68	3,725	531	411	693,839	698,728	—
所有株式数(単元)	434,360	3,493,444	305,159	688,638	2,535,037	6,454	8,538,162	16,001,254	6,892,131
所有株式数の割合(%)	2.72	21.83	1.91	4.30	15.84	0.04	53.36	100.00	—

(注) 1. 自己株式2,950,513株は、「個人その他」に29,504単元、「単元未満株式の状況」に113株含まれている。

なお、自己株式2,950,513株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は2,949,443株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	2.66
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	38,398	2.39
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	2.24
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	35,600	2.22
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	35,200	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	29,802	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	27,770	1.73
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	23,791	1.48
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	17,935	1.12
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	12,458	0.78
計	—	299,561	18.64

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,949,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,220,100	15,932,201	—
単元未満株式	普通株式 6,892,131	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,607,017,531	—	—
総株主の議決権	—	15,932,201	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸 町1丁目1番3号	2,949,400	—	2,949,400	0.18
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁 目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.15
株式会社東京エネシス	東京都港区新橋6丁 目9番7号	1,349,500	—	1,349,500	0.08
東光電気株式会社	東京都千代田区有楽 町1丁目7番1号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	6,905,300	—	6,905,300	0.43

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の普通株式に含まれている。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	64,958	22,158,899
当期間における取得自己株式	5,172	992,995

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	10,142	3,824,359	289	57,032
保有自己株式数	2,949,443	—	2,954,326	—

(注) 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡）」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式」には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の極めて厳しい経営環境及び収支状況に鑑み、現在は配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じ改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、原子力発電の減少や燃料価格の上昇などにより燃料費が大幅に増加したことや東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に係る災害特別損失を計上したことなどから、大幅な当期純損失となった。そのため、当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境及び収支状況が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	4,190	3,280	2,540	2,499	643
最低(円)	2,515	2,215	2,085	461	148

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	328	323	290	233	262	250
最低(円)	200	264	175	153	192	207

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

5 【役員の状況】

(1) 取締役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	監査委員会委員長 指名委員会委員 報酬委員会委員	下河邊 和彦	昭和22年12月12日生	昭和49年4月 弁護士（現） 平成19年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 平成23年5月 東京電力に関する経営・財務調査委員会委員長 平成23年10月 原子力損害賠償支援機構運営委員長 平成24年6月 当社取締役会長（現）	(注) 3	0
取締役	指名委員会委員	廣瀬 直己	昭和28年2月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員営業部長 平成19年6月 当社執行役員販売営業本部副本部長 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年3月 当社常務取締役福島原子力被災者支援対策本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長（現）	(注) 3	10,660
取締役		山口 博	昭和26年2月15日生	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副本部長 平成19年6月 当社常務取締役電力流通本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長電力流通本部長（現）	(注) 3	23,565
取締役		内藤 義博	昭和25年7月22日生	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長福島原子力被災者支援対策本部長（現）	(注) 3	22,272

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会委員	嶋田 隆	昭和35年3月20日生	昭和57年4月 通商産業省（現経済産業省） 入省 平成18年10月 経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課長 平成19年7月 経済産業省大臣官房会計課長 平成19年8月 内閣官房長官政務秘書官 平成19年10月 経済産業省大臣官房総務課長 平成20年7月 経済産業省大臣官房政策評価 審議官 平成20年8月 経済財政政策担当大臣政務秘 書官 平成21年2月 財務大臣、金融担当大臣秘書 官 平成21年9月 経済産業省経済産業研修所長 平成22年7月 経済産業省通商政策局通商機 構部長 平成23年1月 経済財政政策担当大臣政務秘 書官 平成23年9月 原子力損害賠償支援機構理事 兼事務局長 平成24年6月 当社取締役、執行役会長補佐 兼経営改革本部事務局長（共 同）（現）	(注) 3	0
取締役	監査委員会委員	古谷 昌伯	昭和27年11月12日生	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社労務人事部長 平成19年6月 当社執行役員労務人事部長 平成20年6月 当社執行役員千葉支店長 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 3	12,222
取締役	指名委員会委員長	數土 文夫	昭和16年3月3日生	昭和39年4月 川崎製鉄株式会社（現ジェイ エフ イー スチール株式会 社）入社 平成17年4月 ジェイ エフ イー ホール ディングス株式会社代表取締 役社長 平成22年4月 ジェイ エフ イー ホール ディングス株式会社取締役 平成22年6月 ジェイ エフ イー ホール ディングス株式会社相談役 （現） 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員 長 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	報酬委員会委員長	能見 公一	昭和20年10月24日生	昭和44年4月 農林中央金庫入庫 平成14年6月 農林中央金庫専務理事 平成16年6月 農林中金全共連アセットマネ ジメント株式会社代表取締役 社長 平成18年6月 株式会社あおぞら銀行取締役 副会長 平成18年9月 株式会社あおぞら銀行代表取 締役副会長 平成19年2月 株式会社あおぞら銀行代表取 締役会長兼CEO 平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略 研究科客員教授 平成21年7月 株式会社産業革新機構代表取 締役社長(現) 平成24年6月 当社取締役(現)	(注)3	0
取締役	指名委員会委員	小林 喜光	昭和21年11月18日生	昭和49年12月 三菱化成工業株式会社(現三 菱化学株式会社)入社 平成19年4月 株式会社三菱ケミカルホール ディングス代表取締役社長 (現) 平成19年4月 三菱化学株式会社代表取締役 社長 平成21年4月 株式会社地球快適化インステ ィテュート代表取締役社長 (現) 平成24年4月 三菱化学株式会社取締役会長 (現) 平成24年6月 当社取締役(現)	(注)3	100
取締役	監査委員会委員	樫谷 隆夫	昭和23年11月7日生	昭和50年3月 公認会計士(現) 昭和61年1月 センチュリー監査法人(現新 日本有限責任監査法人)代表 社員 昭和61年4月 東京エグゼクティブ株式会社 (現株式会社ブレイン・コ ア)代表取締役社長(現) 平成元年3月 東京フロンティア株式会社 (現株式会社エフ・ピーブレ イン)代表取締役社長(現) 平成元年7月 日本公認会計士協会理事 平成19年8月 日本公認会計士協会常務理事 平成24年6月 当社取締役(現)	(注)3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	報酬委員会委員	藤森 義明	昭和26年7月3日生	昭和50年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 昭和61年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント 平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現日本GE株式会社）代表取締役会長兼社長兼CEO 平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役会長 平成23年6月 株式会社住生活グループ取締役 平成23年6月 株式会社LIXIL取締役 平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO（現） 平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 3	0
計						68,819

- (注) 1. 平成24年6月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって委員会設置会社に移行している。
2. 取締役 下河邊 和彦、同 數士 文夫、同 能見 公一、同 小林 喜光、同 榎谷 隆夫及び同 藤森 義明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
3. 平成24年6月27日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

(2) 執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 社長		廣瀬 直己	(1) 取締役に記載している	同左	(注) 1	10,660
代表執行役 副社長	電力流通本部長	山口 博	(1) 取締役に記載している	同左	(注) 1	23,565
代表執行役 副社長	福島原子力被災者 支援対策本部長	内藤 義博	(1) 取締役に記載している	同左	(注) 1	22,272
代表執行役 副社長	原子力・立地本部長	相澤 善吾	昭和27年1月28日生	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社火力部長 平成19年6月 当社執行役員火力部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社取締役副社長原子力・立地本部長 平成24年6月 当社代表執行役副社長原子力・立地本部長(現)	(注) 1	14,646
常務執行役	原子力・立地本部 副本部長兼福島第一 安定化センター 所長	小森 明生	昭和27年9月28日生	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社原子力運営管理部長 平成19年6月 当社執行役員原子力品質・安全部長 平成20年6月 当社執行役員原子力・立地本部福島第一原子力発電所長兼立地地域部福島第一原子力調査所長 平成22年6月 当社常務取締役原子力・立地本部副本部長 平成23年6月 当社常務取締役原子力・立地本部副本部長兼福島第一安定化センター所長 平成24年6月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長兼福島第一安定化センター所長(現)	(注) 1	18,215
常務執行役		佐野 敏弘	昭和27年9月10日生	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社火力エンジニアリングセンター所長 平成20年6月 当社火力部長 平成21年6月 当社執行役員火力部長 平成23年6月 当社常務取締役技術開発本部長 平成24年6月 当社常務執行役(現)	(注) 1	6,867

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	福島原子力被災者 支援対策本部副本 部長兼原子力・立 地本部副本部長	石崎 芳行	昭和28年8月8日生	昭和52年4月 当社入社 平成16年6月 当社広報部長 平成19年6月 当社執行役員原子力・立地本 部福島第二原子力発電所長 平成22年6月 当社執行役員原子力・立地本 部副本部長兼立地地域部長 平成23年6月 当社執行役員福島原子力被災 者支援対策本部副本部長兼原 子力・立地本部副本部長兼立 地地域部長 平成24年6月 当社常務執行役福島原子力被災 者支援対策本部副本部長兼 原子力・立地本部副本部長 (現)	(注) 1	17,408
常務執行役	お客さま本部長	片岡 和久	昭和29年8月17日生	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社配電部長 平成19年6月 当社執行役員埼玉支店長 平成23年6月 当社執行役員電力流通本部副 本部長 平成24年6月 当社常務執行役お客さま本部 長 (現)	(注) 1	7,677
常務執行役	経営改革本部事務 局長 (共同)	村松 衛	昭和30年8月19日生	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社企画部電気事業連合会事 務局派遣 平成20年6月 当社執行役員企画部長 平成24年6月 当社常務執行役経営改革本部 事務局長 (共同) (現)	(注) 1	8,376
常務執行役	福島原子力被災者 支援対策本部副本 部長 (福島駐在) 兼原子力・立地本 部副本部長	新妻 常正	昭和29年8月25日生	昭和53年4月 当社入社 平成16年7月 当社福島第一原子力発電所副 所長 平成19年7月 当社本店立地地域部 (地区担 当) 平成20年6月 当社猪苗代電力所長 平成23年6月 当社理事福島原子力被災者支 援対策本部副本部長 (福島駐 在) 平成24年6月 当社常務執行役福島原子力被災 者支援対策本部副本部長 (福島駐在) 兼原子力・立地 本部副本部長 (現)	(注) 1	3,353
常務執行役		高橋 彰	昭和30年12月12日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年7月 当社経理部部長代理 平成19年6月 当社経理部長 平成21年6月 当社執行役員多摩支店長 平成24年6月 当社常務執行役 (現)	(注) 1	10,230

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	技術開発本部長兼 電力流通本部副本 部長	武部 俊郎	昭和31年9月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社工務部長 平成21年6月 当社執行役員工務部長 平成22年6月 当社執行役員栃木支店長 平成24年6月 当社常務執行役技術開発本 部長兼電力流通本部副本部長 (現)	(注) 1	14,492
常務執行役		増田 祐治	昭和32年3月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成17年7月 当社総務部部長代理兼総務部 (首都圏担当) 兼総務部 (環 境担当) 平成19年6月 当社総務部長 平成21年6月 当社執行役員総務部長 平成22年6月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役 (現)	(注) 1	7,883
執行役	会長補佐兼経営改 革本部事務局長 (共同)	嶋田 隆	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	0
執行役	経営改革本部事務 局長代理	横田 昌史	昭和40年9月22日生	平成元年8月 株式会社コーボレイトディレ クション入社 平成13年3月 同社パートナー 平成17年4月 J P マネジメントコンサルテ ィング駐日代表 平成23年10月 原子力損害賠償支援機構上席 執行役員 平成24年6月 当社執行役経営改革本部事務 局長代理 (現)	(注) 1	0
計						165,644

(注) 1. 平成24年6月27日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおり
である。

野村 宏	お客さま本部副本部長	原 英雄	群馬支店長
鎌倉 賢司	法人営業部長	矢野 正吾	開発計画部長
山田 敏雄	東京支店長	島田 保之	お客さま本部副本部長
小田切 司朗	神奈川支店長	鷹尾 友行	埼玉支店長
内藤 淳一	電力流通本部副本部長	横村 忠幸	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力 発電所長
影山 嘉宏	環境部長兼技術開発本部 (環境担当)	久玉 敏郎	国際部長
鈴木 紀臣	電力契約部長	伊藤 眞一	立地地域部長
関 浩一	茨城支店長	住吉 克之	経理部長
吉田 昌郎	原子力・立地本部		

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化をはかるための体制・施策の整備に努めている。

当社は、平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社へ移行した。今後この経営体制のもと、経営の客観性・透明性をより一層向上させていく。

当事業年度末におけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりである。

① 会社の機関等の内容

イ. 取締役会（取締役）・常務会等

取締役会は、16名（定員は20名以内）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督している。

取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される常務会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定をはかり、効率的な会社運営を実施している。また、執行役員制度を導入し、当社グループ全般にわたる経営課題に取り組む取締役と、特定の業務の責任を担う執行役員の位置付けを明確化している。

なお、経営全般にわたる重要課題に対し、会社全体としての方向性を審議、調整、立案するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。

また、報酬の客観性・透明性を確保することを目的として、社外者を中心とする報酬委員会を設置している。

ロ. 監査役（監査役会）

監査役は7名を選任しており、うち4名は社外監査役、また1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する常任監査役である。監査役会は監査役間の協議等を行うため、原則として毎月1回、また必要に応じて開催されている。監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、本店及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、取締役の職務執行状況等について、厳正な監査を実施しており、定期的に開催される取締役との会合等において意見交換している。また、監査役監査に係る業務を実務的に補佐する専任の組織である監査役業務部を設置し、必要な人員（人員12名）を配置している。なお、監査役業務部に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議している。

ハ. 会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
高橋 秀法	新日本有限責任監査法人
岡村 俊克	新日本有限責任監査法人
春日 淳志	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、その他6名となっている。

② 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成18年4月制定、平成23年5月改定）をもとに、「内部統制委員会」が中心となって、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、同委員会のもとで、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表取締役、業務担当取締役、執行役員、本部長、部長等が適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。

内部監査については、品質・安全監査部（人員28名）、原子力品質監査部（人員30名）が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、常務会等に報告され、所要の改善措置がとられている。特に、原子力部門の安全・品質監査に関しては、弁護士や学者等の社外有識者のみで構成される「原子力安全・品質保証会議」による総合的な審議を経て、厳正・公正に実施している。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底をはかるため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさま向けに決算等の説明会の開催、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

③ コーポレート・ガバナンス体制の採用理由等

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社を採用している。取締役には内部監査を担当する取締役を2名置いており、また監査役には社外監査役を4名選任している。

社外監査役は、幅広い経験と見識等をもとに、中立の立場から客観的な視点に基づき代表取締役及び取締役会に対して質問や意見を述べ、取締役の職務執行を監査している。さらに、監査役、内部監査担当取締役及び会計監査人は、それぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査結果に関する意見交換等により相互連携をはかっている。なお、社外監査役4名は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えている。

当社は、こうした体制のもと経営に対する十分な監査・監督機能を確保し、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行の実現をはかっている。

④ 役員報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	賞与金	
取締役 (社外除く)	170	170	—	19
監査役 (社外除く)	39	39	—	5
社外役員	47	47	—	6

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、月例報酬及び賞与金から構成されており、平成19年の株主総会において承認された年額12億円の報酬枠の範囲内で支給することとしている。さらに、業務を執行する取締役の報酬については、業績連動報酬制度を導入しており、年度業績を月例報酬及び賞与金の一部に反映させることとしている。具体的な支給額については、客観性・透明性を確保する観点から、社外取締役及び社外有識者を中心とする報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することとしている。

監査役の報酬については、平成19年の株主総会において承認された年額2億4,000万円の報酬枠の範囲内で月例報酬を支給することとしている。具体的な支給額については、監査役の協議により決定することとしている。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の運転停止に伴う厳しい収支状況に鑑み、平成19年11月以降、業務を執行する取締役については、賞与金を不支給としたうえで総報酬の20%の減額を継続してきたが、東北地方太平洋沖地震発生以降の当社の置かれている厳しい状況を踏まえ、さらなる報酬の減額を実施することとし、平成23年5月より当分の間、代表取締役については報酬の全額を返上し、常務取締役は総報酬の60%を減額することとしている。また、監査役についても、監査役の協議により、取締役に準じた減額をしている。

⑤ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

172銘柄 20,227百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
KDDI (株)	357,541	184,133	当社事業の円滑な遂行
第一生命保険(株)	80,023	10,042	当社事業の円滑な遂行
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,408,338	6,227	当社事業の円滑な遂行
三菱重工業(株)	15,107,000	5,770	当社事業の円滑な遂行
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,134,571	4,659	当社事業の円滑な遂行
AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,816	当社事業の円滑な遂行
三井不動産(株)	2,691,186	3,694	当社事業の円滑な遂行
(株)みずほフィナンシャルグループ	26,414,320	3,645	当社事業の円滑な遂行
東日本旅客鉄道(株)	536,300	2,480	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	2,417	当社事業の円滑な遂行
東海旅客鉄道(株)	3,569	2,351	当社事業の円滑な遂行
日本コンクリート工業(株)	7,204,518	1,938	当社事業の円滑な遂行

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
野村ホールディングス(株)	4,081,968	1,775	当社事業の円滑な遂行
三菱地所(株)	1,174,000	1,651	当社事業の円滑な遂行
静岡瓦斯(株)	3,000,000	1,554	当社事業の円滑な遂行
大崎電気工業(株)	1,779,688	1,357	当社事業の円滑な遂行
住友信託銀行(株)	2,145,403	924	当社事業の円滑な遂行
松竹(株)	1,290,000	775	当社事業の円滑な遂行
日本空港ビルデング(株)	714,100	749	当社事業の円滑な遂行
(株)大和証券グループ本社	1,934,178	738	当社事業の円滑な遂行
(株)東京放送ホールディングス	665,280	650	当社事業の円滑な遂行
スルガ銀行(株)	854,700	630	当社事業の円滑な遂行
(株)千葉銀行	1,047,557	488	当社事業の円滑な遂行
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	1,547,025	456	当社事業の円滑な遂行
(株)ACCESS	4,500	405	当社事業の円滑な遂行
(株)テレビ朝日	3,100	402	当社事業の円滑な遂行
日本工営(株)	1,262,478	380	当社事業の円滑な遂行
石油資源開発(株)	75,800	315	当社事業の円滑な遂行
日本電信電話(株)	81,600	304	当社事業の円滑な遂行
みずほ信託銀行(株)	2,704,000	202	当社事業の円滑な遂行

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,351	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	2,105	当社事業の円滑な遂行
日本空港ビルデング(株)	357,000	388	当社事業の円滑な遂行

(注) 日本空港ビルデング(株)については、平成24年4月19日に売却済みである。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑦ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

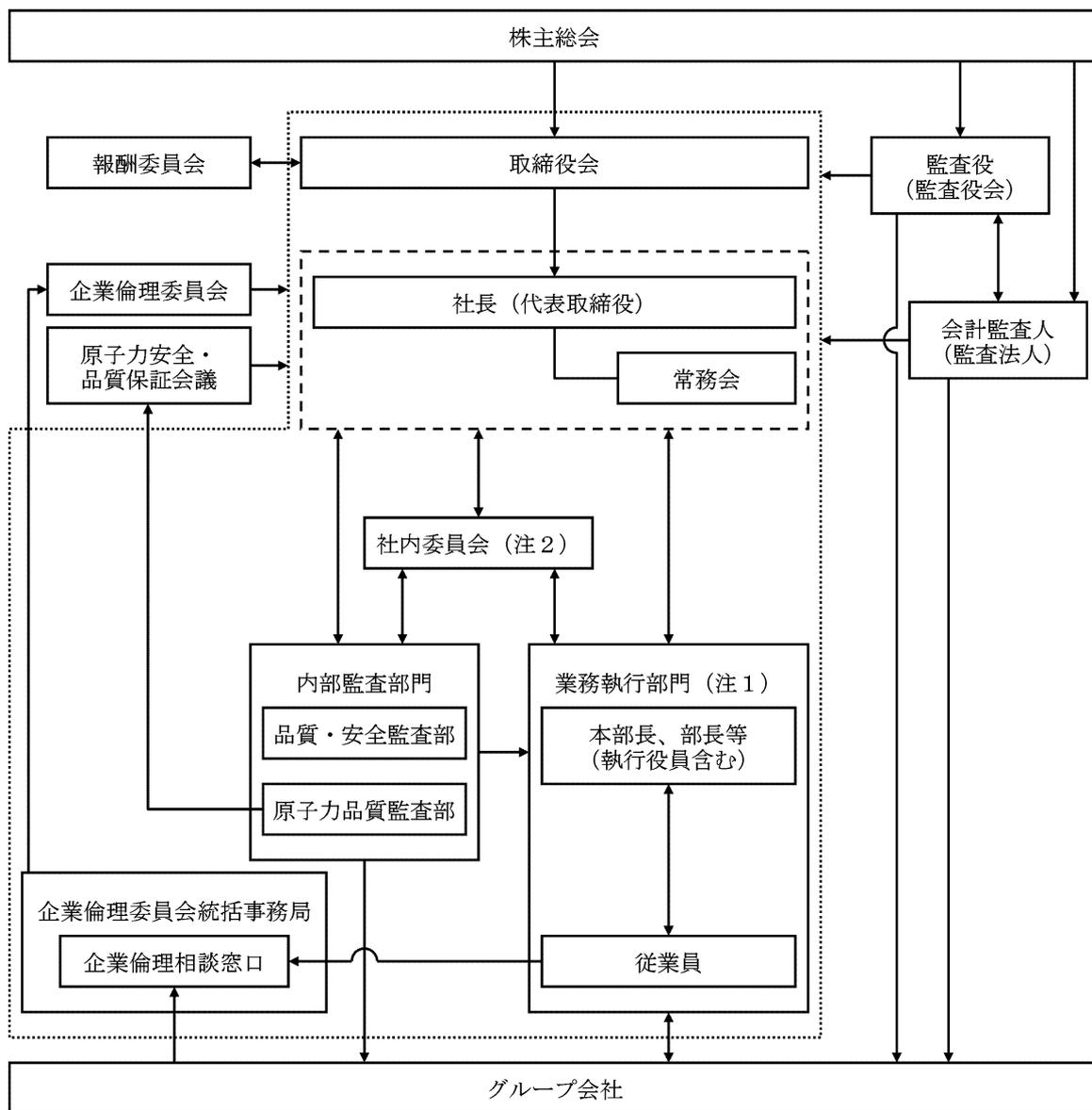
ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

<会社の機関・内部統制等の関係>



(注1) 本店本部・部、店所（支店、電力所、火力事業所等）、第一線機関、カンパニー

(注2) 防災対策委員会、リスク管理委員会、品質・安全委員会、CSR委員会、内部統制委員会 等

<「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成23年5月20日改定）>
 当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員がこれを遵守するよう監督する。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、常務会、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- (3) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、企業倫理担当取締役が中心となって、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

6. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
 - (2) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
 - (3) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役の求めに応じて、監査役職務を補佐する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
 - (2) 当該組織に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
 - (3) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役員及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
 - (4) 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

提出日現在におけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりである。

① 委員会設置会社への移行

平成24年6月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって委員会設置会社に移行している。この移行は、経営の客観性・透明性の向上と的確な意思決定・業務執行を目的としている。

社外出身者を中心とする取締役会は、社外取締役6名を含む11名（定員は11名以内）で構成され、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行い、社内出身者を中心とする執行役（15名）・執行役員（17名）は当該経営戦略に従って業務の執行を行う。また、取締役会による実効的な監督を可能にするため、社外取締役が過半を占める指名・報酬・監査委員会を設置する。各委員会の体制については、指名委員会5名、報酬委員会3名、監査委員会3名である。

② 社外取締役

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係

当社が選任している社外取締役6名は、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えている。

下河邊和彦氏は、当社の第三者割当増資により当社の主要株主になる予定である原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）の運営委員長であった者であり、当社は、機構に対して機構の出資金の約17%を出資しているほか、機構から原子力損害賠償支援機構法第41条第1項第1号に基づく資金の交付を受けている。しかしながら、同氏は、下記のとおり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられる。

- ・機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、平成23年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。
- ・当社は、機構から、資金の交付を受けているが、独立性に関する判断要素としての取引とは、売上高や仕入高に影響を与えるような取引であって当事者が互いの裁量の下で行うものと考えられるところ、機構からの資金の交付は原子力損害賠償支援機構法に基づくものであり上記のような取引には該当しないと考えられること。
- ・同氏は、これまでに当社から弁護士としての報酬等を一切受領していないこと。

下河邊氏以外の社外取締役5名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割並びに選任状況

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会あるいは指名・報酬・監査委員会を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行い、当社経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

ハ. 社外取締役の責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、その社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外取締役の会社法423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

③ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

④ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	140	20	156	9
連結子会社	84	1	74	22
計	224	21	231	32

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は37百万円である。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は34百万円である。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用に伴う影響度調査等に関するコンサルティング業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」の調査に際してのアドバイザー業務などである。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定については、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を経たのち、取締役会決議により行っている。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

(2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, 2 11,875,627	※1, 2 13,250,222
電気事業固定資産	7,605,414	7,375,572
水力発電設備	679,850	645,543
汽力発電設備	944,365	850,157
原子力発電設備	734,183	726,295
送電設備	2,092,329	2,009,555
変電設備	828,786	787,380
配電設備	2,153,975	2,124,511
業務設備	152,175	142,697
その他の電気事業固定資産	19,746	89,431
その他の固定資産	※3, 5 519,407	※3, 5 416,642
固定資産仮勘定	749,977	943,572
建設仮勘定及び除却仮勘定	※5 749,977	943,572
核燃料	869,978	845,397
装荷核燃料	133,904	131,555
加工中等核燃料	736,074	713,841
投資その他の資産	2,130,850	3,669,037
長期投資	※5 491,642	※5 160,792
使用済燃料再処理等積立金	982,696	1,125,997
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	1,762,671
その他	※6 657,859	※6 620,326
貸倒引当金（貸方）	△1,347	△749
流動資産	2,914,725	2,286,234
現金及び預金	※5 2,248,290	※5 1,287,418
受取手形及び売掛金	※5 359,820	432,925
たな卸資産	※4, 5 161,253	※4, 5 189,527
その他	148,048	※5 379,598
貸倒引当金（貸方）	△2,688	△3,236
合計	14,790,353	15,536,456

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,301,709	12,391,463
社債	※5 4,425,580	※5 3,677,464
長期借入金	※5 3,423,785	※5 3,276,110
退職給付引当金	432,778	432,562
使用済燃料再処理等引当金	1,192,856	1,162,777
使用済燃料再処理等準備引当金	55,093	58,461
災害損失引当金	831,773	787,507
原子力損害賠償引当金	—	2,063,398
資産除去債務	791,880	803,299
その他	147,961	129,881
流動負債	1,874,996	2,318,963
1年以内に期限到来の固定負債	※5 774,837	※5 932,510
短期借入金	406,232	441,765
支払手形及び買掛金	248,849	317,479
未払税金	70,201	65,140
その他	※5 374,876	562,067
特別法上の引当金	11,168	13,552
濁水準備引当金	8,884	9,865
原子力発電工事償却準備引当金	2,284	3,687
負債合計	13,187,875	14,723,979
株主資本	1,630,307	848,736
資本金	900,975	900,975
資本剰余金	243,653	243,631
利益剰余金	494,054	△287,497
自己株式	△8,376	△8,372
その他の包括利益累計額	△72,193	△61,558
その他有価証券評価差額金	△20,064	1,288
繰延ヘッジ損益	△11,127	△16,794
土地再評価差額金	※8 △3,695	※8 △3,236
為替換算調整勘定	△37,306	△42,816
新株予約権	6	—
少数株主持分	44,358	25,299
純資産合計	1,602,478	812,476
合計	14,790,353	15,536,456

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
営業収益	5,368,536	5,349,445
電気事業営業収益	5,064,625	4,995,626
その他事業営業収益	303,910	353,819
営業費用	※1, 2, 3 4,968,911	※1, 2, 3 5,621,959
電気事業営業費用	4,695,177	5,309,162
その他事業営業費用	273,734	312,797
営業利益又は営業損失(△)	399,624	△272,513
営業外収益	76,303	52,151
受取配当金	12,434	10,384
受取利息	18,506	18,849
持分法による投資利益	16,049	—
その他	29,312	22,917
営業外費用	158,231	180,043
支払利息	127,934	129,915
持分法による投資損失	—	6,476
その他	30,297	43,651
当期経常収益合計	5,444,839	5,401,597
当期経常費用合計	5,127,143	5,802,002
当期経常利益又は当期経常損失(△)	317,696	△400,405
過水準備金引当又は取崩し	3,860	980
過水準備金引当	3,860	980
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	2,284	1,402
原子力発電工事償却準備金引当	2,284	1,402
特別利益	—	2,516,891
原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	※4 2,426,271
固定資産売却益	—	※5 41,609
有価証券売却益	—	28,841
関係会社株式売却益	—	20,169
特別損失	1,077,685	2,867,864
災害特別損失	※2, 6 1,020,496	※2, 6 297,802
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	57,189	—
原子力損害賠償費	—	※2, 4 2,524,930
有価証券売却損	—	40,421
関係会社株式売却損	—	4,710
税金等調整前当期純損失(△)	△766,134	△753,761
法人税、住民税及び事業税	18,482	19,080
法人税等調整額	459,962	3,759
法人税等合計	478,445	22,839
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△1,244,579	△776,601
少数株主利益	2,768	5,040
当期純損失(△)	△1,247,348	△781,641

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△1,244,579	△776,601
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,345	20,341
繰延ヘッジ損益	△621	△181
為替換算調整勘定	△15,235	△3,660
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,303	△7,066
その他の包括利益合計	△22,506	※ ¹ 9,432
包括利益	△1,267,085	△767,168
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,266,245	△770,917
少数株主に係る包括利益	△840	3,748

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	676,434	900,975
当期変動額		
新株の発行	224,541	—
当期変動額合計	224,541	—
当期末残高	900,975	900,975
資本剰余金		
当期首残高	19,123	243,653
当期変動額		
新株の発行	224,541	—
自己株式の処分	△12	△22
当期変動額合計	224,529	△22
当期末残高	243,653	243,631
利益剰余金		
当期首残高	1,831,487	494,054
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う 増減	△9,087	—
当期変動額		
剰余金の配当	△81,002	—
当期純損失(△)	△1,247,348	△781,641
土地再評価差額金の取崩	5	88
当期変動額合計	△1,328,344	△781,552
当期末残高	494,054	△287,497
自己株式		
当期首残高	△8,016	△8,376
当期変動額		
自己株式の取得	△208	△22
自己株式の処分	62	26
持分法の適用範囲の変動	△214	—
その他	△0	△0
当期変動額合計	△360	3
当期末残高	△8,376	△8,372
株主資本合計		
当期首残高	2,519,029	1,630,307
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う 増減	△9,087	—
当期変動額		
新株の発行	449,083	—
剰余金の配当	△81,002	—
当期純損失(△)	△1,247,348	△781,641
自己株式の取得	△208	△22
自己株式の処分	50	3
持分法の適用範囲の変動	△214	—
土地再評価差額金の取崩	5	88
その他	△0	△0
当期変動額合計	△879,634	△781,571
当期末残高	1,630,307	848,736

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△15,696	△20,064
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,368	21,353
当期変動額合計	△4,368	21,353
当期末残高	△20,064	1,288
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△10,423	△11,127
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△703	△5,667
当期変動額合計	△703	△5,667
当期末残高	△11,127	△16,794
土地再評価差額金		
当期首残高	△3,689	△3,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5	459
当期変動額合計	△5	459
当期末残高	△3,695	△3,236
為替換算調整勘定		
当期首残高	△23,480	△37,306
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13,825	△5,509
当期変動額合計	△13,825	△5,509
当期末残高	△37,306	△42,816
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△53,290	△72,193
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,902	10,635
当期変動額合計	△18,902	10,635
当期末残高	△72,193	△61,558
新株予約権		
当期首残高	3	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	△6
当期変動額合計	3	△6
当期末残高	6	—
少数株主持分		
当期首残高	50,736	44,358
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,378	△19,059
当期変動額合計	△6,378	△19,059
当期末残高	44,358	25,299

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
純資産合計		
当期首残高	2,516,478	1,602,478
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	△9,087	—
当期変動額		
新株の発行	449,083	—
剰余金の配当	△81,002	—
当期純損失(△)	△1,247,348	△781,641
自己株式の取得	△208	△22
自己株式の処分	50	3
持分法の適用範囲の変動	△214	—
土地再評価差額金の取崩	5	88
その他	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25,277	△8,430
当期変動額合計	△904,912	△790,001
当期末残高	1,602,478	812,476

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失(△)	△766,134	△753,761
減価償却費	702,185	686,555
原子力発電施設解体費	20,889	6,911
核燃料減損額	39,503	12,314
固定資産除却損	29,124	33,721
災害特別損失	1,020,496	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	57,189	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	11,864	95
使用済燃料再処理等引当金の増減額(△は減少)	△17,203	△30,079
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額(△は減少)	8,626	3,367
災害損失引当金の増減額(△は減少)	△36,318	285,128
受取利息及び受取配当金	△30,941	△29,233
支払利息	127,934	129,915
持分法による投資損益(△は益)	△16,049	6,476
原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	△2,426,271
原子力損害賠償費	—	2,524,930
固定資産売却益	—	△41,609
有価証券売却益	—	△28,841
有価証券売却損	—	40,421
関係会社株式売却益	—	△20,169
関係会社株式売却損	—	4,710
使用済燃料再処理等積立金の増減額(△は増加)	△158,293	△143,300
売上債権の増減額(△は増加)	△11,543	△74,580
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,880	91,745
その他	132,933	△140,463
小計	1,108,382	137,983
利息及び配当金の受取額	31,457	20,761
利息の支払額	△128,122	△128,658
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	—	△234,525
原子力損害賠償支援機構資金交付金の受取額	—	663,600
原子力損害賠償補償契約に基づく補償金の受取額	—	120,000
原子力損害賠償金の支払額	—	△566,264
法人税等の支払額	△23,006	△15,788
営業活動によるキャッシュ・フロー	988,710	△2,891

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△661,882	△730,326
固定資産の売却による収入	5,266	54,481
工事負担金等受入による収入	10,654	11,968
投融資による支出	△358,017	△23,973
投融資の回収による収入	217,732	352,595
その他	△5,710	※2 152
投資活動によるキャッシュ・フロー	△791,957	△335,101
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	234,204	—
社債の償還による支出	△430,220	△548,971
長期借入れによる収入	2,076,677	126,066
長期借入金の返済による支出	△357,313	△218,302
短期借入れによる収入	744,786	989,304
短期借入金の返済による支出	△701,841	△952,618
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	40,000	—
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△105,000	—
株式の発行による収入	446,893	—
その他	△88,606	△10,213
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,859,579	△614,734
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,216	371
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,053,116	△952,355
現金及び現金同等物の期首残高	153,117	2,206,233
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,206,233	※1 1,253,877

【継続企業の前提に関する事項】

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、当社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、当社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化しており、同計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していく。しかしながら、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄うことは困難な状況であり、現在の電気料金水準では、自律的な資金調達が不可能なまま、財務基盤のさらなる弱体化が進み、迅速かつ適切な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがある。このような事態を避けるため、当社は電気料金の引上げをお願いせざるを得ない状況であり、お客さまにご理解を頂けるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

当社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していない。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 71社（前連結会計年度は168社）

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 15社（前連結会計年度は70社）

主な持分法適用関連会社は、㈱関電工、日本原子力発電㈱他である。

テブディア・ジェネレーティング社は、株式を取得したことにより、当連結会計年度より新たに持分法適用関連会社を含めている。関東天然瓦斯開発㈱については、株式を売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。㈱ユーラスエナジーホールディングスについては、株式を一部売却したことにより、当連結会計年度において連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム㈱、原燃輸送㈱他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテブコ・リソーシズ社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テブコ・リインシュランス社、テブコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンⅠ社、ティーエムエナジー・オーストラリア社、テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンⅡ社、シピー・ジーピー社、キャピタル・インドネシア・パワーⅠ・シーブイ、㈱むつ小川原ハビタットの13社（前連結会計年度は80社）であり、いずれも12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(7)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、主として発生した連結会計年度から3年間で定額法により計上している。

ハ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%（前連結会計年度は1.5%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、前連結会計年度末の未認識数理計算上の差異のうち82百万円（前連結会計年度は1,013百万円）を当連結会計年度の営業費用として計上しており、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（99,152百万円（前連結会計年度は1,873百万円））については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ニ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ホ 災害損失引当金

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

なお、当社グループの原子力発電所、火力発電所及び流通設備等は甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止について決定したため、当連結会計年度に廃止に関する費用または損失の合理的な見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失

福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

- c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

- d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失見込額を計上している。

(追加情報)

- ・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	56,495百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	775,278
うち a 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	425,000
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,472
c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,710
e その他	84,270
計	831,773

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

- ① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

- ② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

- a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

- b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。
なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。
- c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。
- d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	37,208百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	750,299
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	512,343
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,651
c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	188,634
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	17,774
e その他	26,895
計	787,507

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

へ 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ト 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「濁水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

チ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- b ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部
- c ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- d ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【表示方法の変更】

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「工事負担金等受入による収入」に含めていた「固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「工事負担金等受入による収入」に表示していた15,920百万円は、「固定資産の売却による収入」5,266百万円、「工事負担金等受入による収入」10,654百万円として組み替えている。

前連結会計年度において、区分掲記していた「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「配当金の支払額」(当連結会計年度は△206百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「配当金の支払額」に表示していた△80,844百万円は、「その他」として組み替えている。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	404,134百万円	375,571百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	21,539,477百万円	21,998,576百万円

3. のれん

前連結会計年度（平成23年3月31日）

その他の固定資産519,407百万円には、のれん1,853百万円が含まれている。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

その他の固定資産416,642百万円には、のれん530百万円が含まれている。

4. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
商品及び製品	5,569百万円	5,995百万円
仕掛品	19,435	11,948
原材料及び貯蔵品	136,249	171,583

5. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	5,043,922百万円	4,495,134百万円
うち内債	4,785,440	4,265,690
外債	188,482	159,444
金融商品に関する会計基準における 経過措置を適用した債務履行引受契 約により債務の履行を委任した社債	70,000	70,000
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返 済すべき金額を含む。)	361,099	417,543

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産		
その他	－百万円	120,000百万円

(3) 一部の連結子会社が金融機関等からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
固定資産		
その他の固定資産	57,532百万円	24,551百万円
固定資産仮勘定		
建設仮勘定及び除却仮勘定	10,790	—
投資その他の資産		
長期投資	430	—
流動資産		
現金及び預金	12,604	11,106
受取手形及び売掛金	944	—
たな卸資産	4,445	405
計	86,748	36,063

上記のうち、その他の固定資産4,685百万円（前連結会計年度26,469百万円）は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
固定負債		
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む。）	59,471百万円	21,351百万円
流動負債		
その他	33	—
計	59,504	21,351

上記のうち、長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む。）379百万円（前連結会計年度20,859百万円）は、工場財団抵当に係るものである。

(4) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	55,012百万円	56,894百万円
計	55,012	56,894

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

6. 関連会社に対する資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
株式	530,538百万円	511,203百万円

7. 偶発債務
(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃㈱	271,448百万円	239,489百万円
相馬共同火力発電㈱	1,049	—
原燃輸送㈱	134	58
タス・フォレスト・ホールディングス社	200	195
ティームエナジー社	5,636	5,739
パイトン・エナジー社	968	992
エスケージェット・ユー社	475	741
ロ 日本原燃㈱が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	498	492
ニ メコン・エナジー社のベトナム電力公社との売電契約の履行及び同社の金融機関からの借入金に対する保証債務	292	279
ホ ハウスプラス住宅保証㈱の顧客の立替代金支払債務に対する保証債務	41	—
ヘ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,247	1,231
ト ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	898	887
チ パイトン・エナジー社のインドネシア国有電力会社との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	157	155
リ ㈱駒込SPCの金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50	50
ヌ ティームエナジー・オーストラリア社のティームエヌパワー社及びタロング・エナジー社との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,872	14,760
ル トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,217	1,202
ヲ アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	556	549
ワ パイトン・エナジー社の三菱重工業㈱、三井物産㈱及び東亜建設工業㈱とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,445	2,415
カ トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社の出資の履行に対する保証債務	16,272	—
ヨ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	246,858	236,834
計	574,921	515,673

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	㈱三井住友銀行	70,000

当連結会計年度（平成24年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	㈱三井住友銀行	70,000

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成23年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

一方、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係関係会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）」が公表され、現在はそれを踏まえた「原子力損害賠償支援機構法（平成23年6月14日 閣議決定）」が国会に提出されている。この法案では、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって賠償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持等を考慮し、当社は機構に対し収支の状況に照らし設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部より「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度（平成23年3月31日）及び当連結会計年度（平成24年3月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,309,162百万円、相殺消去額△10,202百万円（前連結会計年度は相殺消去後4,695,177百万円、相殺消去額△15,292百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、381,564百万円（前連結会計年度510,629百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
給料手当	135,242百万円	107,556百万円
退職給付引当金繰入額	42,964	21,102
委託費	96,024	78,520
賃借料	41,959	42,384

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
退職給付引当金	48,355百万円	25,758百万円
使用済燃料再処理等引当金	91,678	76,649
使用済燃料再処理等準備引当金	18,781	3,367
災害損失引当金	775,278	308,751
原子力損害賠償引当金	—	2,524,930

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
	42,019百万円	24,789百万円

4. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,644,930百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,524,930百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見直し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金

に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

5. 固定資産売却益の内容

前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
土地	39,337百万円
その他	2,271
計	41,609

6. 災害特別損失の内容

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

当社グループの原子力発電所、火力発電所及び流通設備等が甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的見積りが可能な範囲における概算額を計上しており、その内容は、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失等である。

なお、平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止について決定したため、当連結会計年度に廃止及び中止に関する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失

福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

ロ 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失

① 被災した原子力発電設備について、被災状況から今後の復旧が見込めない設備であると合理的に判断できるものの、その資産の特定が困難であるものについては、固定資産の減損処理に基づく損失額を計上している。

② 原子力発電施設の解体費用について、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づく総見積額と発電実績に応じて計上した累計額との差額を計上している。

③ 装荷核燃料及び加工中等核燃料のうち、今後の使用が見込めない核燃料に係る損失について、評価損を計上するとともに、当該核燃料の処理費用について、使用済燃料再処理等準備費に準じて計上している。

ハ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

- ニ 福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失
 福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止について、平成23年5月20日開催の取締役会において決定したため、当連結会計年度に当該増設計画に係る建設仮勘定の額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。
- ホ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失
 被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失を計上しており、資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失額を計上している。
 なお、当該損失計上額は、一部を除き発生見込額である。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	426,298百万円
ロ 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失	207,017
うち①原子力発電設備に関する減損損失	101,692
②原子力発電施設の解体費用	45,842
③核燃料の損失	44,855
核燃料の処理費用	14,627
ハ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825
ニ 福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失	39,360
ホ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,724
ヘ その他	86,270
計	1,020,496

(3) 災害特別損失に含まれる減損損失

イ 資産のグルーピングの方法

- ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。
- ② 電気事業以外の事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
福島第一原子力発電所 1～4号機	福島県双葉郡大熊町	建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等	101,692
福島第一原子力発電所 7・8号増設工事	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	建設仮勘定	39,360

固定資産の種類ごとの内訳

建物	2,335百万円
構築物	2,103
機械装置	90,169
建設仮勘定	45,241
その他	1,204

ハ 減損損失の認識に至った経緯

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止の決定に伴い、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。

ニ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	287,111百万円
ロ その他	10,691
計	297,802

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	△2,023百万円
組替調整額	21,795
税効果調整前	19,772
税効果額	569
その他有価証券評価差額金	20,341

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	△904
組替調整額	456
税効果調整前	△448
税効果額	266
繰延ヘッジ損益	△181

為替換算調整勘定:

当期発生額	△5,301
組替調整額	1,641
税効果調整前	△3,660
税効果額	—
為替換算調整勘定	△3,660

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	△11,083
組替調整額	4,017
持分法適用会社に対する持分相当額	△7,066
その他の包括利益合計	9,432

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,352,867	254,150	—	1,607,017
合計	1,352,867	254,150	—	1,607,017
自己株式				
普通株式	4,053	448	23	4,478
合計	4,053	448	23	4,478

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加254,150千株は、一般募集及び第三者割当による新株の発行である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加448千株は、持分法の適用範囲の変動等によるものであり、減少23千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

2. 新株予約権に関する事項

区分	当連結会計年度末残高 (百万円)
持分法適用関連会社	6
合計	6

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	40,501	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	40,500	30	平成22年9月30日	平成22年11月30日

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
合計	1,607,017	—	—	1,607,017
自己株式				
普通株式	4,478	65	10	4,533
合計	4,478	65	10	4,533

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加65千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少10千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項なし。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
現金及び預金勘定	2,248,290百万円	1,287,418百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△42,260	△33,540
その他の流動資産(僅少なリスクしか負わ ない償還期限が取得日から3ヶ月以内の短 期投資)	203	—
現金及び現金同等物	2,206,233	1,253,877

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

株式の売却により(株)ユーラスエナジーホールディングス他87社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりである。

固定資産	104,883百万円
流動資産	37,379
固定負債	△81,526
流動負債	△16,586
その他の包括利益累計額	5,521
少数株主持分	△14,538
株式売却後の当社持分	△21,878
株式売却損益	10,137
株式の売却価額	23,392
売却連結子会社の現金及び現金同等物	△24,306
差引:売却による支出	△914

3. 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)が改正されている。

これにより、当連結会計年度末において、原子力発電設備が151,597百万円、その他の固定資産が2,272百万円、資産除去債務が791,958百万円増加している。

当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

該当事項なし。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	750	5,773
1年超	2,420	2,895
合計	3,170	8,669

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	875	832
1年超	2,233	1,617
合計	3,108	2,449

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年5月20日 法律第48号)に基づき拠出した金銭である。

未収原子力損害賠償支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額1,762,671百万円)は、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第41条第1項第1号に規定する資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、外貨建社債の為替変動リスクのヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券及び投資有価証券（※2）	250,613	250,613	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	982,696	982,696	—
(3) 現金及び預金	2,248,290	2,248,290	—
(4) 受取手形及び売掛金	359,820	359,820	—
(5) 社債（※3）	(4,974,582)	(4,831,675)	142,907
(6) 長期借入金（※3）	(3,643,295)	(3,595,683)	47,612
(7) 短期借入金	(406,232)	(406,232)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(248,849)	(248,849)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(1,067)	(1,067)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」及び流動資産の「その他」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	6,936	6,936	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	1,125,997	—
(3) 現金及び預金	1,287,418	1,287,418	—
(4) 受取手形及び売掛金	432,925	432,925	—
(5) 社債（※3）	(4,425,574)	(3,808,854)	616,720
(6) 長期借入金（※3）	(3,453,188)	(3,268,631)	184,557
(7) 短期借入金	(441,765)	(441,765)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(317,479)	(317,479)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(328)	(328)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	92,983	26,389
その他	6,255	5,419
合計	99,239	31,809

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	3	105	82	—
社債	100	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	480	—	—
使用済燃料再処理等積立金(※1)	113,512	—	—	—
現金及び預金(※2)	2,248,290	—	—	—
受取手形及び売掛金	359,820	—	—	—
合計	2,721,728	586	82	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額(869,184百万円)については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	3	—	83	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	482	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金(※1)	103,693	—	—	—
現金及び預金(※2)	1,287,418	—	—	—
受取手形及び売掛金	432,925	—	—	—
合計	1,824,523	—	83	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額(1,022,304百万円)については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	549,002	748,110	585,697	446,400	438,100	2,207,273
長期借入金	219,510	189,777	357,667	488,837	322,162	2,065,340
短期借入金	406,232	—	—	—	—	—
合計	1,174,744	937,887	943,364	935,237	760,262	4,272,614

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	748,110	585,729	446,400	438,100	367,035	1,840,200
長期借入金	177,078	336,919	491,354	320,629	429,399	1,697,809
短期借入金	441,765	—	—	—	—	—
合計	1,366,953	922,648	937,754	758,729	796,434	3,538,009

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	42,049	20,954	21,094
債券			
国債・地方債等	184	180	3
社債	100	99	0
その他	—	—	—
その他	537	528	9
小計	42,871	21,763	21,108
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	207,416	251,847	△44,430
債券			
国債・地方債等	7	7	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	316	332	△16
小計	207,741	252,188	△44,446
合計	250,613	273,951	△23,338

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	777	339	437
債券			
国債・地方債等	83	79	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	860	419	441
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	5,525	6,002	△477
債券			
国債・地方債等	3	3	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	546	560	△14
小計	6,075	6,567	△492
合計	6,936	6,986	△50

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	316,833	28,838	40,417
債券			
国債・地方債等	99	0	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	300	2	1
合計	317,233	28,841	40,421

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	時価の 算定方法
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建					取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
	米ドル	1,247	—	△5	△5	
	ユーロ	779	—	△46	△46	
	韓国ウォン	1,135	—	△46	△46	
合計		3,162	—	△98	△98	

当連結会計年度 (平成24年 3月31日)

該当事項なし。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方 法	為替予約取引 ノルウェークロ ーネ買・ユーロ 売	営業債務 (予定取引)	835	—	26	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
	デンマーククロ ーネ買・ノルウ ェークローネ売		3,007	—	△123	
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取ユ ーロ	社債	134,270	134,270	(※)	—
	支払円・受取ス イスフラン		54,051	25,050		
	為替予約取引 買建 ユーロ	営業債務	14	—		
合計			192,177	159,320	△96	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債等と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (平成24年 3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取ユ ーロ	社債	134,270	134,270	(※)	—
	支払円・受取ス イスフラン		25,050	25,050		
合計			159,320	159,320	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取 変動	長期借入金	57,137	53,911	△872	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取 変動 支払変動・受取 変動	長期借入金	103,169 9,000	95,234 —	(※)	—
合計			169,307	149,145	△872	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取 変動	長期借入金	4,944	4,835	△328	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取 変動	長期借入金	67,228	49,376	(※)	—
合計			72,172	54,211	△328	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ. 退職給付債務	△1,017,154	△1,003,594
ロ. 年金資産(注2)	597,709	582,550
ハ. 退職給付引当金	432,778	432,562
ニ. 前払年金費用	△5,190	△14,503
差引(イ+ロ+ハ+ニ)	8,143	△2,985
(差引分内訳)		
ホ. 未認識数理計算上の差異等(注3)	8,143	△2,985

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載している。

3. 未認識過去勤務債務(債務の減額)(前連結会計年度337百万円、当連結会計年度606百万円)を含んでいる。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
イ. 勤務費用(注1, 2)	30,879	30,384
ロ. 利息費用	19,934	19,889
ハ. 期待運用収益	△14,801	△14,480
ニ. 数理計算上の差異等の費用処理額(注3)	13,036	△9,942
ホ. その他(注4)	4,331	6,935
ヘ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	53,380	32,785

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除している。

3. 過去勤務債務の費用処理額(費用の減額)(前連結会計年度314百万円、当連結会計年度926百万円)を含んでいる。

4. 確定拠出年金への掛金拠出等である。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

ロ. 割引率

前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
主として2.0%	主として2.0%

ハ. 期待運用収益率

前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
主として2.5%	主として2.5%

ニ. 数理計算上の差異の処理年数

主として発生した年度より3年間で定額法により処理を行っている。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	－百万円	680,442百万円
災害損失引当金	276,786	242,548
退職給付引当金	159,125	135,758
繰越欠損金	12,341	129,991
資産除去債務	150,953	129,590
その他	341,550	303,929
繰延税金資産 小計	940,758	1,622,260
評価性引当額	△848,950	△959,132
繰延税金資産 合計	91,807	663,128
繰延税金負債		
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	－	△587,498
その他	△77,818	△64,751
繰延税金負債 合計	△77,818	△652,249
繰延税金資産 純額	13,988	10,878

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
固定資産		
－投資その他の資産－その他	24,143百万円	16,547百万円
流動資産－その他	4,667	3,067
固定負債－その他	△14,811	△8,736
流動負債－その他	△11	－

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（平成23年3月31日）及び当連結会計年度（平成24年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため記載していない。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
期首残高（注1）	759,907百万円	791,958百万円
期中変動額（注2）	32,051	11,462
期末残高	791,958	803,421

(注) 1. 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高である。

なお、当該期首残高には、原子力発電施設解体引当金からの引継額510,010百万円及び特別損失に計上した「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」57,189百万円を含む。

2. 前連結会計年度の「期中変動額」は被災した福島第一原子力発電所1～4号機について、平成23年5月20日開催の取締役会においてその廃止を決定したため、見込運転期間を変更したことによる変動額11,737百万円を含む。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の常務会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社はこれまで、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」の4つの事業セグメントを戦略事業と位置づけ、「電気事業」とあわせて5つの事業を報告セグメントとしてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえて平成23年5月20日に公表した「当面の事業運営・合理化方針」において、グループ体制についても見直しを行い、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業について、大幅に縮小・再編することとなった。

これに伴い、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業のセグメント情報については、継続して報告すべき重要性が乏しくなっていることから、当社は、「電気事業」のみを報告セグメントとして、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」を「その他」に一括して記載することとしている。

「電気事業」は、主に関東地方一円、山梨県及び静岡県富士川以東の区域のお客さまへ電気の販売を行っている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	5,064,625	303,910	5,368,536	—	5,368,536
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	330,771	330,771	△330,771	—
計	5,064,625	634,681	5,699,307	△330,771	5,368,536
セグメント利益	354,156	44,299	398,455	1,169	399,624
セグメント資産	13,611,051	1,502,803	15,113,855	△323,501	14,790,353
その他の項目					
減価償却費	655,784	50,692	706,476	△4,291	702,185
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注4)	611,799	68,406	680,206	△3,459	676,746

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益の調整額1,169百万円には、セグメント間取引消去1,094百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△323,501百万円には、セグメント間取引消去△322,720百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△4,291百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,459百万円は、セグメント間取引消去である。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分により作り直している。

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	4,995,626	353,819	5,349,445	—	5,349,445
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	298,287	298,287	△298,287	—
計	4,995,626	652,106	5,647,733	△298,287	5,349,445
セグメント利益又は損失(△)	△323,738	49,953	△273,784	1,270	△272,513
セグメント資産	14,548,200	1,311,064	15,859,265	△322,809	15,536,456
その他の項目					
減価償却費	645,854	44,934	690,788	△4,232	686,555
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注4)	671,474	81,608	753,083	△3,071	750,011

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,270百万円には、セグメント間取引消去1,231百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△322,809百万円には、セグメント間取引消去△322,197百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△4,232百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,071百万円は、セグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社はこれまで、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」の4つの事業セグメントを戦略事業と位置づけ、「電気事業」とあわせて5つの事業を報告セグメントとしてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえて平成23年5月20日に公表した「当面の事業運営・合理化方針」において、グループ体制についても見直しを行い、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業について、大幅に縮小・再編することとなった。

これに伴い、当連結会計年度より、電気の安定供給に必要な不可欠なもの以外の事業のセグメント情報については、継続して報告すべき重要性が乏しくなったため、「電気事業」のみを報告セグメントとして、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」を「その他」に一括して記載することに変更したものである。

【関連情報】

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	電気事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	141,053	—	—	141,053

(注) 連結損益計算書上、「災害特別損失」に計上されている。

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本原燃 株	青森県 上北郡 六ヶ所 村	400,000	ウラン濃縮 事業、再処 理事業、廃 棄物管理事 業、廃棄物 埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託（役員の兼任等）兼任1人、転籍5人	債務保証（注）	281,045	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 日本原燃株に対する債務保証は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本原燃 株	青森県 上北郡 六ヶ所 村	400,000	ウラン濃縮 事業、再処 理事業、廃 棄物管理事 業、廃棄物 埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託（役員の兼任等）兼任1人、転籍5人	債務保証（注）	249,086	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 日本原燃株に対する債務保証は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1株当たり純資産額	972円28銭	491円22銭
1株当たり当期純損失(△)	△846円64銭	△487円76銭

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。
2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当期純損失(△) (百万円)	△1,247,348	△781,641
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (百万円)	△1,247,348	△781,641
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,473,296	1,602,503

(重要な後発事象)

当社は、平成24年5月21日開催の当社取締役会において、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、平成24年6月27日開催の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する承認を得た。その内容は以下のとおりである。

1. 第三者割当による本優先株式発行

	A種優先株式	B種優先株式
(1) 募集株式の種類	A種優先株式	B種優先株式
(2) 募集株式の数	1,600,000,000株	340,000,000株
(3) 発行価格(払込金額)	1株につき200円	1株につき2,000円
(4) 発行価額の総額	320,000,000,000円	680,000,000,000円
(5) 払込期間	平成24年7月11日から同年7月25日まで	
(6) 増加する資本金の額	160,000,000,000円	340,000,000,000円
(7) 増加する資本準備金の額	160,000,000,000円	340,000,000,000円
(8) 募集方法等	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てる。 なお、本優先株式発行における第三者割当後、機構の総議決権数に対する所有議決権割合は50.11%（注）となり、機構は新たに支配株主に該当することとなる。	

(注) 平成24年3月31日現在の総議決権数(15,932,191個)に、A種優先株式1,600,000,000株に係る議決権数(16,000,000個)を加えた数(31,932,191個)を分母として計算している。

2. 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

払込金額の総額1,000,000,000,000円から発行諸費用概算額3,640,000,000円を差し引いた差引手取概算額996,360,000,000円については、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施に万全を期し、着実な廃止措置について全力で取り組む万全の態勢を整えとともに、電力の安定供給のために必要な資金として、平成27年3月末を目途に随時使用することを予定している。

なお、本優先株式の発行の決議に関して、平成24年5月21日に臨時報告書を関東財務局長に提出している。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
東京電力	普通社債 (内債)	平成6. 2. 28～ 平成22. 9. 8	(519,750) 4,785,440	(747,890) 4,265,690	0.643～ 5.05	一般担保	平成23. 5. 25～ 平成52. 5. 28	
東京電力	普通社債 (外債)	平成16. 3. 24～ 平成22. 3. 24	(29,032) 188,482 602,996 千スイス・フラン 999,308 千ユーロ	159,444 302,223 千スイス・フラン 999,545 千ユーロ	2.125～ 4.50	一般担保	平成24. 2. 14～ 平成29. 3. 24	
東電不動産	普通社債 (内債)	平成16. 3. 31	(220) 660	(220) 440	1.29～1.32	無担保	平成23. 9. 27～ 平成26. 3. 26	
合計		—	(549,002) 4,974,582	(748,110) 4,425,574	—	—	—	

- (注) 1. () 内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
2. 東京電力 普通社債(外債)については、償却原価法に基づいて算定された金額である。
3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
748,110	585,729	446,400	438,100	367,035

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,423,785	3,276,110	1.027	平成25. 4. 1～ 平成42. 9. 6
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	10,774	9,145	—	平成25. 4. 4～ 平成42. 1. 31
1年以内に返済予定の長期借入金	219,510	177,078	1.382	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,813	3,077	—	—
短期借入金	406,232	441,765	0.652	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	4,063,116	3,907,177	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	336,919	491,354	320,629	429,399
リース債務	2,898	2,428	1,662	555

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	587,568	6,911	—	594,479
特定原子力発電施設 (その他)	197,439	8,039	—	205,478
その他	6,951	318	3,806	3,463

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,133,115	2,502,752	3,800,831	5,349,445
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△565,116	△613,971	△603,331	△753,761
四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△571,759	△627,299	△623,014	△781,641
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△356.79	△391.45	△388.77	△487.76

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△356.79	△34.66	2.67	△98.99

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, 2, 7 11,530,300	※1, 2, 7 13,019,916
電気事業固定資産	7,673,295	7,440,562
水力発電設備	682,087	647,632
汽力発電設備	946,104	851,854
原子力発電設備	737,601	729,796
内燃力発電設備	9,649	68,839
新エネルギー等発電設備	1,038	14,197
送電設備	2,102,345	2,019,467
変電設備	834,453	792,230
配電設備	2,198,490	2,167,114
業務設備	152,454	143,012
貸付設備	9,069	6,415
附帯事業固定資産	60,862	49,208
事業外固定資産	5,536	6,965
固定資産仮勘定	700,280	882,115
建設仮勘定	693,775	878,563
除却仮勘定	6,505	3,552
核燃料	870,450	845,754
装荷核燃料	134,186	131,696
加工中等核燃料	736,264	714,058
投資その他の資産	2,219,874	3,795,309
長期投資	450,831	126,246
関係会社長期投資	695,753	683,400
使用済燃料再処理等積立金	982,696	1,125,997
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	1,762,671
長期前払費用	91,121	97,584
貸倒引当金（貸方）	△528	△590
流動資産	2,725,658	2,129,346
現金及び預金	2,134,396	1,202,251
売掛金	336,300	407,839
諸未収入金	44,829	55,570
貯蔵品	133,254	169,248
前払金	4,595	3,582
前払費用	4,544	4,578
関係会社短期債権	14,250	15,567
雑流動資産	56,111	※3 273,893
貸倒引当金（貸方）	△2,625	△3,183
合計	14,255,958	15,149,263

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	11,088,715	12,275,779
社債	※ ³ 4,425,150	※ ³ 3,677,244
長期借入金	※ ³ 3,280,151	※ ³ 3,216,377
長期未払債務	20,922	18,799
リース債務	1,058	747
関係会社長期債務	38,813	28,894
退職給付引当金	391,316	393,846
使用済燃料再処理等引当金	1,192,856	1,162,777
使用済燃料再処理等準備引当金	55,093	58,461
災害損失引当金	829,382	786,293
原子力損害賠償引当金	—	2,063,398
資産除去債務	785,007	799,958
雑固定負債	68,962	68,980
流動負債	1,891,252	2,332,451
1年以内に期限到来の固定負債	※ ^{3, 4} 752,082	※ ^{3, 4} 919,919
短期借入金	404,000	440,250
買掛金	233,920	304,076
未払金	93,384	158,534
未払費用	129,519	233,966
未払税金	※ ⁵ 59,305	※ ⁵ 56,268
預り金	4,416	5,063
関係会社短期債務	191,948	186,570
諸前受金	15,115	14,725
雑流動負債	7,559	13,077
特別法上の引当金	11,168	13,552
濁水準備引当金	8,884	9,865
原子力発電工事償却準備引当金	2,284	3,687
負債合計	12,991,136	14,621,783
株主資本	1,286,240	527,799
資本金	900,975	900,975
資本剰余金	243,653	243,631
資本準備金	243,555	243,555
その他資本剰余金	97	75
利益剰余金	149,185	△609,237
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△19,923	△778,346
海外投資等損失準備金	440	435
特定災害防止準備金	65	94
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,096,428	△1,854,877
自己株式	△7,573	△7,569
評価・換算差額等	△21,418	△319
その他有価証券評価差額金	△21,418	△319
純資産合計	1,264,822	527,479
合計	14,255,958	15,149,263

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
営業収益	5,146,318	5,107,778
電気事業営業収益	5,064,625	4,995,626
電灯料	2,167,837	2,133,427
電力料	2,628,719	2,620,636
地帯間販売電力料	141,368	107,207
他社販売電力料	21,112	32,838
託送収益	44,428	46,012
事業者間精算収益	698	464
電気事業雑収益	57,424	52,059
貸付設備収益	3,035	2,980
附帯事業営業収益	81,692	112,152
エネルギー設備サービス事業営業収益	2,395	2,452
不動産賃貸事業営業収益	7,825	7,887
ガス供給事業営業収益	66,758	97,003
その他附帯事業営業収益	4,713	4,808
営業費用	4,789,659	5,426,954
電気事業営業費用	4,710,469	5,319,364
水力発電費	89,768	78,721
汽力発電費	1,712,202	2,509,474
原子力発電費	518,629	428,745
内燃力発電費	7,546	75,871
新エネルギー等発電費	604	867
地帯間購入電力料	201,238	176,805
他社購入電力料	502,345	604,089
送電費	350,882	333,083
変電費	161,927	142,533
配電費	480,272	425,286
販売費	189,280	149,563
貸付設備費	3,215	2,862
一般管理費	※1 321,348	※1 232,001
電源開発促進税	114,834	104,933
事業税	56,497	54,697
電力費振替勘定(貸方)	△122	△173
附帯事業営業費用	※1 79,189	※1 107,590
エネルギー設備サービス事業営業費用	2,818	1,849
不動産賃貸事業営業費用	4,862	4,344
ガス供給事業営業費用	67,334	97,580
その他附帯事業営業費用	4,173	3,815
営業利益又は営業損失(△)	356,658	△319,176

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
営業外収益	※ ² 57,215	※ ² 76,572
財務収益	42,592	62,030
受取配当金	25,307	44,289
受取利息	17,285	17,740
事業外収益	14,622	14,542
固定資産売却益	777	—
雑収益	13,845	14,542
営業外費用	142,808	165,755
財務費用	127,449	127,232
支払利息	124,467	127,232
株式交付費	2,190	0
社債発行費	791	—
事業外費用	15,358	38,523
固定資産売却損	463	1,447
雑損失	14,895	37,076
当期経常収益合計	5,203,534	5,184,351
当期経常費用合計	4,932,467	5,592,710
当期経常利益又は当期経常損失(△)	271,066	△408,359
剰余金引当又は取崩し	3,860	980
剰余金引当	3,860	980
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	2,284	1,402
原子力発電工事償却準備金引当	2,284	1,402
特別利益	—	2,517,462
原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	※ ³ 2,426,271
固定資産売却益	—	※ ⁴ 41,176
有価証券売却益	—	50,014
特別損失	1,074,205	2,865,142
災害特別損失	※ ⁵ 1,017,538	※ ⁵ 297,499
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	56,667	—
原子力損害賠償費	—	※ ³ 2,524,930
有価証券売却損	—	42,712
税引前当期純損失(△)	△809,284	△758,423
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	449,267	—
法人税等合計	449,268	0
当期純損失(△)	△1,258,552	△758,423

【電気事業営業費用明細表】
前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

区分	水力発電 費 (百万円)	汽力発電 費 (百万円)	原子力発 電費 (百万円)	内燃力発 電費 (百万円)	新エネ ル 等 電 費 (百万円)	地帯間購 入電力料 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	10,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	865	—	865
給料手当	△103	21,268	27,472	513	11	—	—	27,099	25,245	51,643	76,697	—	59,269	—	299,452
建設費への振替額(貸 方)	△101	△206	△22	△2	—	—	—	△563	△730	△79	△116	—	△607	—	△2,432
その他への振替額(貸 方)	△2	△5	△2	—	—	—	—	△552	△725	△76	△99	—	△163	—	△1,942
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	△10	△5	△2	△17	—	△443	—	△489
厚生費	1,703	3,945	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,837	—	46,837
法定厚生費	1,435	2,975	4,826	87	1	—	—	4,491	4,158	8,471	12,627	—	16,422	—	56,736
一般厚生費	267	969	3,662	73	1	—	—	3,782	3,498	7,111	10,522	—	8,759	—	41,824
委託換針費	—	—	1,164	13	—	—	—	709	659	1,360	2,104	—	7,663	—	14,911
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,942	—	—	—	18,942
雑給	216	363	783	—	—	—	—	507	545	576	4,053	—	3,032	—	4,053
燃料費	—	1,431,414	47,403	3,346	—	—	—	—	—	—	702	—	—	—	6,729
石炭費	—	35,562	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,562
燃料油費	—	253,777	—	3,346	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257,124
核燃料減損額	—	—	39,503	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,503
ガス費	—	1,140,216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140,216
助燃費及び蒸気料	—	1,687	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,687
運炭費及び運搬費	—	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170
濃縮関連費	—	—	7,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,900
使用済燃料再処理等費	—	—	93,574	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,574
使用済燃料再処理等 発電費	—	—	49,564	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,564
使用済燃料再処理等 既発電費	—	—	44,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,009
使用済燃料再処理等準 備費	—	—	8,626	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,626
使用済燃料再処理等 発電準備費	—	—	8,626	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,626
廃棄物処理費	—	5,420	12,507	7	49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,985
特定放射性廃棄物処分 費	—	—	24,362	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,362
消耗品費	241	2,474	3,706	58	4	—	—	542	782	1,621	4,085	—	4,329	—	17,846
修繕費	12,521	71,432	102,906	1,568	311	—	—	30,827	17,319	169,216	—	357	5,634	—	412,095
水利使用料	4,041	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,041
補償費	478	2,756	240	—	—	—	—	6,768	15	305	293	—	114	—	11,070
賃借料	479	5,145	6,966	3	—	—	—	38,392	11,859	33,622	—	10	41,959	—	138,439
託送料	—	—	—	—	—	—	—	19,284	—	—	—	—	—	—	19,284
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	3,046	—	—	—	—	—	—	3,046
委託費	4,942	9,271	36,498	333	100	—	—	8,416	4,585	24,719	45,805	17	50,218	—	184,908

区分	水力発電 費 (百万円)	汽力発電 費 (百万円)	原子力発電 費 (百万円)	内燃力発電 費 (百万円)	新エネルギー 発電 費 (百万円)	地帯間購入 電力料 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
損害保険料															3,764
普及開発関係費															26,904
養成費															5,179
研究費															37,750
諸費	737	2,016	2,953	44	2			1,400	2,888	1,034	7,048				39,741
電気料貸倒損											2,104				2,104
諸税															125,830
固定資産税	11,162	17,579	20,749	110	12			24,690	13,501	31,632	1,881	102	4,406		125,830
雑税	11,143	16,939	11,931	109	12			24,501	12,630	31,612		86	2,727		111,694
減価償却費	19	640	8,818					188	871	20	1,881	16	1,679		14,135
普通償却費	39,905	125,944	96,123	1,336	109			171,408	73,639	131,979		2,629	12,622		655,699
特別償却費	39,902	123,757	96,123	1,336	109			171,408	73,639	127,272		2,629	12,622		648,800
試運転償却費	3	2,187								4,707					4,707
固定資産除却費	2,329	11,803	7,113	139				13,023	7,680	24,783			2,130		2,191
除却損	1,777	5,191	3,177	61				4,676	3,099	6,187			1,373		69,004
除却費用	552	6,612	3,936	78				8,346	4,580	18,595			756		25,546
原子力発電施設解体費															43,458
共有設備費等分担額															20,889
共有設備費等分担額(貸方)	894	959	20,889					630		22					2,540
地帯間購入電源費															△15
地帯間購入送電費															196,231
融通使用済燃料再処理等準備費															4,129
他社購入電源費															877
新エネルギー等電源費															501,199
その他の電源費															40,238
他社購入送電費															460,961
卸使用済燃料再処理等準備費															572
建設分担関連費振替額(貸方)															572
附帯事業費用分担関連費振替額(貸方)															△1,447
電源開発促進税															△898
事業税															114,834
電力費振替勘定(貸方)															56,497
合計	89,768	1,712,202	518,629	7,546	604	201,238	502,345	350,882	161,927	480,272	189,280	3,215	321,348	171,208	4,710,469

(注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額42,944百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額91,678百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額8,626百万円が含まれている。
4. 「特定放射性廃棄物処分費」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく拠出金である。
5. 「特別償却費」はエネルギー需給構造改革推進設備等について、租税特別措置法上の償却限度額を計上している。

【電気事業営業費用明細表】
当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

区分	水力発電 費 (百万円)	汽力発電 費 (百万円)	原子力発 電費 (百万円)	内燃力発 電費 (百万円)	新エネル ギー等発 電費 (百万円)	地帯間購 入電力料 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	257
給料手当	8,629	19,093	41,593	407	—	—	—	22,766	21,180	44,129	62,256	—	45,737	—	265,802
給料手当振替額(貸方)	△74	△169	△120	△2	9	—	—	△469	△420	△59	△125	—	△311	—	△1,753
建設費への振替額(貸方)	△70	△163	△120	△2	—	—	—	△469	△420	△58	△113	—	△128	—	△1,546
その他への振替額(貸方)	△4	△5	—	—	—	—	—	—	—	△1	△11	—	△182	—	△206
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,081	—	25,081
厚生費	1,510	3,577	7,237	72	2	—	—	4,000	3,700	7,714	10,806	—	12,731	—	51,353
法定厚生費	1,264	2,764	5,777	61	2	—	—	3,332	3,091	6,415	8,954	—	7,194	—	38,858
一般厚生費	246	813	1,460	11	—	—	—	668	609	1,298	1,851	—	5,537	—	12,495
委託換針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,369	—	—	—	16,369
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,662	—	—	—	3,662
雑給	158	294	1,382	—	—	—	—	327	390	540	590	—	2,437	—	6,122
燃料費	—	2,256,536	12,366	18,041	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,286,944
石炭費	—	41,199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,199
燃料油費	—	536,936	—	8,840	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545,776
核燃料減損額	—	—	12,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,314
ガス費	—	1,676,607	—	9,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,685,807
助燃費及び蒸気料	—	1,216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,216
運炭費及び運搬費	—	577	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	577
濃縮菌運費	—	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52
使用済燃料再処理等費	—	78,274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78,274
使用済燃料再処理等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等	—	34,265	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,265
発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等	—	44,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,009
既発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等	—	3,367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,367
備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等	—	3,367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,367
発電準備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	5,152	—	—	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,443
特定放射性廃棄物処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	179	2,305	5,961	66	3	—	—	396	610	965	2,974	—	2,404	—	15,867
修繕費	9,173	66,253	27,526	2,308	211	—	—	19,686	9,980	139,346	—	336	4,052	—	278,876
水利使用料	4,012	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,012
補償費	431	2,367	※517	5,702	—	—	—	14,214	32	371	35	—	377	—	24,078
賃借料	466	5,304	7,300	20,068	—	—	—	38,009	11,937	33,514	—	—	42,384	—	158,996
託送料	—	—	—	—	—	—	—	20,699	—	—	—	—	—	—	20,699
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	1,181	—	—	—	—	—	—	1,181
委託費	2,737	7,912	61,482	1,623	54	—	—	6,510	3,337	20,456	39,505	11	39,014	—	182,647

区分	水力発電費 (百万円)	汽力発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	内然力発電費 (百万円)	新エネルギー発電費 (百万円)	地帯間購入電力料 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
損害保険料	-	727	517	24	-	-	-	909	433	723	-	-	30	-	3,367
原子力損害賠償支援機構負担金	-	-	28,370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,370
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	28,370	-	-	-	-	-	-	-	2,307	-	-	-	28,370
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,395	-	5,702
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,597	-	2,597
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,838	-	21,838
諸費	422	2,114	8,971	39	2	-	-	1,003	1,388	886	6,673	-	13,181	-	34,684
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,907	-	-	-	2,907
諸税	10,189	16,457	13,087	111	10	-	-	24,084	13,391	31,471	1,600	104	4,368	-	114,876
固定資産税	10,178	15,817	12,458	108	10	-	-	23,902	12,520	31,453	1,600	87	2,783	-	109,321
雑税	10	639	628	3	-	-	-	181	870	18	1,600	17	1,585	-	5,555
減価償却費	38,385	113,413	97,071	19,930	515	-	-	167,980	70,579	123,160	-	2,370	12,140	-	645,547
普通償却費	38,040	113,413	97,071	19,594	388	-	-	167,980	70,579	123,160	-	2,370	12,140	-	644,738
試運転償却費	345	-	-	336	127	-	-	-	-	-	-	-	-	-	808
固定資産除却費	1,730	7,300	4,056	7,473	-	-	-	11,158	5,990	22,041	-	-	2,188	-	61,941
除却費用	955	4,773	2,427	7,398	-	-	-	3,726	3,255	4,946	-	-	1,500	-	28,983
原子力発電施設解体費	775	2,527	1,628	75	-	-	-	7,432	2,735	17,095	-	-	688	-	32,957
共有設備費等分担額	779	917	13	-	-	-	-	624	-	23	-	-	-	-	6,957
共有設備費等分担額(貸方)	△10	△12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,359
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	175,991	-	-	-	-	-	-	-	-	△22
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	615	-	-	-	-	-	-	-	-	175,991
融通使用済燃料再処理等準備費	-	-	-	-	-	198	-	-	-	-	-	-	-	-	615
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	603,384	-	-	-	-	-	-	-	198
新エネルギー等電源費	-	-	-	-	-	-	49,313	-	-	-	-	-	-	-	603,384
その他の電源費	-	-	-	-	-	-	554,071	-	-	-	-	-	-	-	49,313
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	575	-	-	-	-	-	-	-	554,071
卸使用済燃料再処理等準備費	-	-	-	-	-	-	129	-	-	-	-	-	-	-	575
建設分相関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	129
関連事業費用分担	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,272	-	△1,272
電源開発促進税	-	△74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△635	-	△709
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104,933	104,933
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,697	54,697
合計	78,721	2,509,474	428,745	75,871	867	176,805	604,089	333,083	142,533	425,286	149,563	2,862	232,001	△173	5,319,364

(注) 1. 補償費の※印には、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち同法第7条第1項に規定する損害賠償措置額120,000百万円及びその受入補償金△120,000百万円が含まれている。

- 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額21,089百万円が含まれている。
- 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額76,649百万円が含まれている。
- 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額3,367百万円が含まれている。
- 「特定放射性廃棄物処分費」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき拠出金である。

【電気通信事業営業費用明細表】

前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

区分	事業費（百万円）	管理費（百万円）	計（百万円）	摘要
人件費	—	—	—	
経費	1	—	1	
小計	2	—	2	
減価償却費			1	
固定資産除却費			—	
租税公課			—	
合計			4	

(注) 1. 本明細表は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、添付している。

2. 「事業費」の小計の内訳は次のとおりである。

事業費 2百万円
 施設保全費 2百万円

3. 「減価償却費」のうち、電気事業固定資産に整理されている電気事業と電気通信事業の共用固定資産から配付された金額は次のとおりである。

架空通信線 一百万円
 地中通信線 一百万円
 地中管路 一百万円
 共同溝利用権 一百万円
 建物 一百万円
 機械装置ほか 一百万円

なお、電気事業と電気通信事業が共用する架空通信線に係る鉄柱、コンクリート柱及び木柱（以下「電柱」という。）の減価償却費を含む費用の配付に当たっては、その算定の根拠となる電柱の高さ等の諸元について推計値やモデル値等を使用している。

【電気通信事業営業費用明細表】

当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

区分	事業費（百万円）	管理費（百万円）	計（百万円）	摘要
人件費	—	—	—	
経費	—	—	—	
小計	—	—	—	
減価償却費			—	
固定資産除却費			—	
租税公課			—	
合計			—	

（注） 本明細表は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、添付している。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	676,434	900,975
当期変動額		
新株の発行	224,541	—
当期変動額合計	224,541	—
当期末残高	900,975	900,975
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	19,014	243,555
当期変動額		
新株の発行	224,541	—
当期変動額合計	224,541	—
当期末残高	243,555	243,555
その他資本剰余金		
当期首残高	109	97
当期変動額		
自己株式の処分	△12	△22
当期変動額合計	△12	△22
当期末残高	97	75
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	169,108	169,108
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	169,108	169,108
その他利益剰余金		
海外投資等損失準備金		
当期首残高	489	440
当期変動額		
海外投資等損失準備金の積立	—	31
海外投資等損失準備金の取崩	△49	△36
当期変動額合計	△49	△4
当期末残高	440	435
特定災害防止準備金		
当期首残高	53	65
当期変動額		
特定災害防止準備金の積立	11	32
特定災害防止準備金の取崩	—	△2
当期変動額合計	11	29
当期末残高	65	94
別途積立金		
当期首残高	1,076,000	1,076,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,076,000	1,076,000

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
繰越利益剰余金		
当期首残高	243,087	△1,096,428
当期変動額		
海外投資等損失準備金の積立	—	△31
海外投資等損失準備金の取崩	49	36
特定災害防止準備金の積立	△11	△32
特定災害防止準備金の取崩	—	2
剰余金の配当	△81,002	—
当期純損失(△)	△1,258,552	△758,423
当期変動額合計	△1,339,516	△758,448
当期末残高	△1,096,428	△1,854,877
自己株式		
当期首残高	△7,427	△7,573
当期変動額		
自己株式の取得	△208	△22
自己株式の処分	62	26
当期変動額合計	△145	4
当期末残高	△7,573	△7,569
株主資本合計		
当期首残高	2,176,870	1,286,240
当期変動額		
新株の発行	449,083	—
剰余金の配当	△81,002	—
当期純損失(△)	△1,258,552	△758,423
自己株式の取得	△208	△22
自己株式の処分	50	3
当期変動額合計	△890,629	△758,441
当期末残高	1,286,240	527,799
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△16,220	△21,418
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,198	21,099
当期変動額合計	△5,198	21,099
当期末残高	△21,418	△319
純資産合計		
当期首残高	2,160,650	1,264,822
当期変動額		
新株の発行	449,083	—
剰余金の配当	△81,002	—
当期純損失(△)	△1,258,552	△758,423
自己株式の取得	△208	△22
自己株式の処分	50	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,198	21,099
当期変動額合計	△895,828	△737,342
当期末残高	1,264,822	527,479

【継続企業の前提に関する事項】

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社の財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、当社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、当社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、当社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、当社の収益構造は、原子力電源の停止による火力電源への依存度の高まりにより大幅に悪化しており、同計画に基づく徹底的な経営合理化を実施することにより、費用を可能な限り削減していく。しかしながら、かかる徹底したコスト削減の取組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄うことは困難な状況であり、現在の電気料金の水準では、自律的な資金調達が不可能なまま、財務基盤のさらなる弱体化が進み、迅速かつ適切な賠償や着実な廃止措置、電力の安定供給が不可能となるおそれがある。このような事態を避けるため、当社は電気料金の引上げをお願いせざるを得ない状況であり、お客さまにご理解を頂けるよう努めていくことを前提に、平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

当社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、8. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生した事業年度から3年間で定額法により計上している。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%（前事業年度は1.5%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、前事業年度末の未認識数理計算上の差異のうち82百万円（前事業年度は1,013百万円）を当事業年度の営業費用として計上しており、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（99,152百万円（前事業年度は1,873百万円））については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(5) 災害損失引当金

前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

なお、当社の原子力発電所、火力発電所及び流通設備等は甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止について決定したため、当事業年度に廃止に関する費用または損失の合理的な見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失

福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失見込額を計上している。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ	新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	56,495百万円
ロ	東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	772,887
	うち① 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	425,000
	② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,472
	③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825
	④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,710
	⑤ その他	81,879
	計	829,382

・福島第一原子力発電所1～4号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	37,208百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	749,085
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	512,343
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,651
③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	188,634
④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	17,774
⑤ その他	25,680
計	786,293

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(6) 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」

(以下「中間指針」という)、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(7) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「渇水準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

(8) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- ロ ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 電気事業に係る外貨建支払予定額の一部
- ハ ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- ニ ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【表示方法の変更】

(損益計算書関係)

前事業年度に区分掲記していた為替差損益（「為替差益」2,220百万円）は、当事業年度においては金額的重要性が低いため、「雑収益」に「為替差益」539百万円を含めて記載している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「為替差益」に表示していた2,220百万円は、「雑収益」として組み替えている。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
電気事業固定資産	352,800百万円	362,176百万円
水力発電設備	9,809	9,955
汽力発電設備	54,013	54,013
原子力発電設備	4,461	4,461
内燃力発電設備	112	99
新エネルギー等発電設備	—	4,954
送電設備	168,814	170,680
変電設備	48,424	48,880
配電設備	45,680	46,220
業務設備	20,392	21,819
貸付設備	1,092	1,092
附帯事業固定資産	454	402
事業外固定資産	948	1,179
計	354,203	363,759

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	21,146,617百万円	21,621,731百万円

3. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	5,044,082百万円	4,495,144百万円
うち内債	4,785,600	4,265,700
外債	188,482	159,444
金融商品に関する会計基準における 経過措置を適用した債務履行引受契 約により債務の履行を委任した社債	70,000	70,000
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返 済すべき金額を含む。)	361,099	417,543

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
雑流動資産	—百万円	120,000百万円

4. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
社債	548,932百万円	747,900百万円
長期借入金	196,431	163,773
長期未払債務	2,057	2,123
リース債務	277	360
雑固定負債	4,384	5,762

5. 未払税金の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法人税及び住民税	455百万円	449百万円
電源開発促進税	8,754	19,290
事業税	30,691	29,813
消費税等	15,935	4,751
その他	3,467	1,963

6. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	271,448百万円	239,489百万円
日立熱エネルギー(株)	18	5
	当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は13百万円である。	当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は3百万円である。
相馬共同火力発電(株)	1,049	—
原燃輸送(株)	134	58
東電不動産(株)	109	35
森ヶ崎エナジーサービス(株)	132	114
東京ティモール・シー・リソーシズ (米)社	3,442	2,644
テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社	4,273	3,876
伊勢原エネルギーサービス(株)	351	315
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社	5,342	5,165
リサイクル燃料貯蔵(株)	8,240	8,197
ティームエナジー社	5,636	5,739
パイトン・エナジー社	968	992
エスケージェット・ユー社	475	741
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	498	492
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,247	1,231
ホ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	898	887
ヘ パイトン・エナジー社のインドネシア国有電力会社との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	157	155
ト (株)駒込SPCの金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50	50

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
チ ティーエムエナジー・オーストラリア社のティエヌパワー社及びタロング・エナジー社との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,872百万円	14,760百万円
リ トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,217	1,202
ヌ アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	556	549
ル パイトン・エナジー社の三菱重工業(株)、三井物産(株)及び東亜建設工業(株)とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,445	2,415
ヲ トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社の出資の履行に対する保証債務	16,272	—
ワ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	242,236	232,720
計	591,673	531,439

うち、当社以外にも連帯保証人がいる保証債務は前事業年度18百万円、当事業年度5百万円であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は前事業年度13百万円、当事業年度3百万円である。

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

前事業年度（平成23年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

当事業年度（平成24年3月31日）

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度（平成23年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

一方、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）」が公表され、現在はそれを踏まえた「原子力損害賠償支援機構法（平成23年6月14日 閣議決定）」が国会に提出されている。この法案では、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって賠償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持等を考慮し、当社は機構に対し収支の状況に照らし設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果

たしていく予定である。

当事業年度（平成24年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

7. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
エネルギー設備サービス事業		
専用固定資産	5,072百万円	5,062百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	11	11
計	5,084	5,073
不動産賃貸事業		
専用固定資産	50,692百万円	39,943百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,585	2,441
計	53,278	42,384
ガス供給事業		
専用固定資産	4,173百万円	3,637百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	9,059	7,493
計	13,232	11,130

(損益計算書関係)

1. 研究開発費の総額

一般管理費及び附帯事業営業費用に含まれている研究開発費

前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
41,515百万円	24,603百万円

2. 関係会社に係る受取配当金

前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
16,525百万円	35,708百万円

3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容

当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,644,930百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,524,930百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見通し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

4. 固定資産売却益の内容

前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
	土地 39,145百万円
	その他 2,031
	計 41,176

5. 災害特別損失の内容

前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

当社の原子力発電所、火力発電所及び流通設備等が甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的見積りが可能な範囲における概算額を計上しており、その内容は、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失等である。

なお、平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止について決定したため、当事業年度に廃止及び中止に関する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失

福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。

これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。

一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

ロ 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失

① 被災した原子力発電設備について、被災状況から今後の復旧が見込めない設備であると合理的に判断できるものの、その資産の特定が困難であるものについては、固定資産の減損処理に基づく損失額を計上している。

② 原子力発電施設の解体費用について、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づく総見積額と発電実績に応じて計上した累計額との差額を計上している。

③ 装荷核燃料及び加工中等核燃料のうち、今後の使用が見込めない核燃料に係る損失について、評価損を計上するとともに、当該核燃料の処理費用について、使用済燃料再処理等準備費に準じて計上している。

ハ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

ニ 福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失

福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止について、平成23年5月20日開催の取締役会において決定したため、当事業年度に当該増設計画に係る建設仮勘定の額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。

ホ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失を計上しており、資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失額を計上している。

なお、当該損失計上額は、一部を除き発生見込額である。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ	原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失	426,298
ロ	福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失	207,017
	うち①原子力発電設備に関する減損損失	101,692
	②原子力発電施設の解体費用	45,842
	③核燃料の損失	44,855
	核燃料の処理費用	14,627
ハ	福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	211,825
ニ	福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止に伴う損失	39,360
ホ	火力発電所の復旧等に要する費用または損失	49,724
ヘ	その他	83,312
	計	1,017,538

(3) 災害特別損失に含まれる減損損失

イ 資産のグルーピングの方法

- ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。
- ② 附带事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
福島第一原子力発電所 1～4号機	福島県双葉郡大熊町	建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等	101,692
福島第一原子力発電所 7・8号増設工事	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	建設仮勘定	39,360

固定資産の種類ごとの内訳

建物	2,335
構築物	2,103
機械装置	90,169
建設仮勘定	45,241
その他	1,204

ハ 減損損失の認識に至った経緯

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止の決定に伴い、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。

ニ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。

当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	287,111百万円
ロ その他	10,388
計	297,499

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	2,820	98	23	2,894
合計	2,820	98	23	2,894

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加98千株は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少23千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	2,894	64	10	2,949
合計	2,894	64	10	2,949

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加64千株は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少10千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	696	5,722
1年超	2,282	2,812
合計	2,979	8,535

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	451	426
1年超	1,249	823
合計	1,701	1,250

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (平成23年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	20,381	74,385	54,004

当事業年度 (平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	55,250	42,943

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	214,954	186,039
関連会社株式	354,439	358,255

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	一百万円	680,442百万円
災害損失引当金	275,817	242,021
資産除去債務	148,899	129,257
繰越欠損金	4,842	122,072
退職給付引当金	141,793	121,309
その他	299,612	279,039
繰延税金資産 小計	870,965	1,574,142
評価性引当額	△814,777	△932,508
繰延税金資産 合計	56,188	641,633
繰延税金負債		
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	△587,498
その他	△56,188	△54,135
繰延税金負債 合計	△56,188	△641,633
繰延税金資産 純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成23年3月31日）及び当事業年度（平成24年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため記載していない。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
期首残高(注1)	754,266百万円	785,007百万円
期中変動額(注2)	30,740	14,950
期末残高	785,007	799,958

(注) 1. 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高である。

なお、当該期首残高には、原子力発電施設解体引当金からの引継額510,010百万円及び特別損失に計上した「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」56,667百万円を含む。

2. 前事業年度の「期中変動額」は被災した福島第一原子力発電所1～4号機について、平成23年5月20日開催の取締役会においてその廃止を決定したため、見込運転期間を変更したことによる変動額11,737百万円を含む。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1株当たり純資産額	788円48銭	328円84銭
1株当たり当期純損失(△)	△853円33銭	△472円81銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	当事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当期純損失(△) (百万円)	△1,258,552	△758,423
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (百万円)	△1,258,552	△758,423
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,474,877	1,604,086

(重要な後発事象)

当社は、平成24年5月21日開催の当社取締役会において、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、平成24年6月27日開催の当社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する承認を得た。その内容は以下のとおりである。

1. 第三者割当による本優先株式発行

	A種優先株式	B種優先株式
(1) 募集株式の種類	A種優先株式	B種優先株式
(2) 募集株式の数	1,600,000,000株	340,000,000株
(3) 発行価格(払込金額)	1株につき200円	1株につき2,000円
(4) 発行価額の総額	320,000,000,000円	680,000,000,000円
(5) 払込期間	平成24年7月11日から同年7月25日まで	
(6) 増加する資本金の額	160,000,000,000円	340,000,000,000円
(7) 増加する資本準備金の額	160,000,000,000円	340,000,000,000円
(8) 募集方法等	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てる。 なお、本優先株式発行における第三者割当後、機構の総議決権数に対する所有議決権割合は50.11%（注）となり、機構は新たに支配株主に該当することとなる。	

(注) 平成24年3月31日現在の総議決権数（15,932,191個）に、A種優先株式1,600,000,000株に係る議決権数（16,000,000個）を加えた数（31,932,191個）を分母として計算している。

2. 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

払込金額の総額1,000,000,000,000円から発行諸費用概算額3,640,000,000円を差し引いた差引手取概算額996,360,000,000円については、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施に万全を期し、着実な廃止措置について全力で取り組む万全の態勢を整えとともに、電力の安定供給のために必要な資金として、平成27年3月末を目途に随時使用することを予定している。

なお、本優先株式の発行の決議に関して、平成24年5月21日に臨時報告書を関東財務局長に提出している。

④【附属明細表】

【（その1）固定資産期中増減明細表】

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

区 分	期首残高				期中増減額				期末残高				期末残高のうち土地の帳簿原価(再掲)(百万円)		
	帳簿原価(百万円)	工事費負担金等(百万円)	減価償却累計額(百万円)	差引帳簿価額(百万円)	帳簿原価増加額(百万円)	工事費負担金等増加額(百万円)	減価償却累計額増加額(百万円)	帳簿原価減少額(百万円)	工事費負担金等減少額(百万円)	減価償却累計額減少額(百万円)	帳簿原価(百万円)	工事費負担金等(百万円)		減価償却累計額(百万円)	差引帳簿価額(百万円)
電気事業固定資産	29,318,099	352,800	21,292,002	7,673,295	488,615	11,565	652,110	218,669(40)	2,189	158,807	29,588,044	362,176	21,785,305	7,440,562	661,997
水力発電設備	1,774,831	9,809	1,082,934	682,087	5,567	194	38,042	7,147	48	5,314	1,773,251	9,955	1,115,663	647,632	12,265
汽力発電設備	5,568,997	54,013	4,568,879	946,104	26,177	-	114,781	33,287	-	27,642	5,561,886	54,013	4,656,018	851,854	202,765
原子力発電設備	5,315,210	4,461	4,573,148	737,601	94,442	-	97,746	34,500(40)	-	30,000	5,375,152	4,461	4,640,894	729,796	23,018
内燃力発電設備	39,920	112	30,157	9,649	89,741	-	21,075	9,953	13	464	119,708	99	50,768	68,839	1,192
新エネルギー発電設備	4,108	-	3,070	1,038	18,629	4,954	515	-	-	-	22,737	4,954	3,585	14,197	8,745
送電設備	7,300,338	168,814	5,029,178	2,102,345	95,635	2,884	168,919	34,904	1,019	27,175	7,361,069	170,680	5,170,922	2,019,467	170,770
変電設備	3,399,093	48,424	2,516,214	834,453	33,181	485	70,679	30,642	29	26,372	3,401,632	48,880	2,560,521	792,230	182,914
配電設備	5,392,351	45,680	3,148,180	2,198,490	100,652	738	124,206	37,810	198	30,528	5,455,193	46,220	3,241,858	2,167,114	5,687
業務設備	490,858	20,392	318,011	152,454	23,619	2,307	13,729	28,717	880	10,812	485,760	21,819	320,928	143,012	53,695
貸付設備	32,389	1,092	22,227	9,069	967	-	2,412	1,705	-	496	31,651	1,092	24,144	6,415	943
附帯事業固定資産	108,869	454	47,552	60,862	1,463	-	4,088	11,160(560)	51	2,080	99,172	402	49,560	49,208	15,382
事業外固定資産	14,424	948	7,938	5,536	10,654	286	5,809	4,246(473)	55	1,061	20,832	1,179	12,686	6,965	4,008
固定資産仮勘定	700,280	-	-	700,280	711,123	-	345	528,943(1,717)	-	-	882,460	-	345	882,115	-
建設仮勘定	693,775	-	-	693,775	660,077	-	345	474,944(1,585)	-	-	878,908	-	345	878,563	-
除却仮勘定	6,505	-	-	6,505	51,046	-	-	53,999(131)	-	-	3,552	-	-	3,552	-
区 分	期首残高(百万円)				期中増減額				期末残高(百万円)				摘要		
科 目					増加額(百万円)				減少額(百万円)						
核燃料	870,450				35,708				60,405				845,754		
装荷核燃料	134,186				9,824				12,314				131,696		
加工中等核燃料	736,264				25,884				48,090				714,058		
長期前払費用	91,121				56,843				50,380				97,584		

- (注) 1. 「工事費負担金等増加額」には、法人税法第45条による工事費負担金、法人税法第47条による保険金等、租税特別措置法第64条による取用補償金等の圧縮額が含まれている。
2. 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価（再掲）：159,590百万円。
3. 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。
4. 附帯事業固定資産のうち、電気通信事業固定資産の内訳は次のとおりである。

なお、本内訳は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、注記している。

附帯事業固定資産のうち電気通信事業固定資産の内訳

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計額		差引期末残高 (百万円)	摘要
					又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)		
有形固定資産	—	—	—	—	—	—	—	
無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	

【 (その2) 固定資産期中増減明細表 (無形固定資産再掲) 】

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	3,601	-	-	2,409	1,191	
水利権	14,627	10	-	8,292	6,345	
商標権	6	-	-	3	2	
ソフトウェア	1,809	16	1,589	150	85	
電気ガス供給施設利用権	26,622	-	-	14,256	12,365	
熱供給施設利用権	20	-	-	20	-	
水道施設利用権	1,618	4	12	247	1,363	
工業用水道施設利用権	11,509	90	63	6,748	4,788	
電気通信施設利用権	44	28	21	15	36	
温泉利用権	81	-	81	-	-	
電圧変更補償費	29	-	-	16	13	
諸施設利用権	108,564	3,643	280	71,972	39,955	
電話加入権	338	-	-	-	338	
地上権	18,850	30	314 (305)	-	18,565	(注)
地役権	269,324	996	446	122,034	147,839 (147,702)	(注)
土地賃借権	8,462	37	122	-	8,377	
排出クレジット	-	10,601	10,601	-	-	
合計	465,510	15,459	13,532	226,166	241,269	

(注) 1. 「取得価額」の「期中減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「期末残高」欄の()内は内書きで、減価償却対象分の残高である。

【（その3）減価償却費等明細表】

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電	建物	1,715,842	35,461	1,366,691	349,150	79.7	
	水力発電設備	67,932	1,200	53,201	14,731	78.3	
	汽力発電設備	333,655	7,088	280,599	53,056	84.1	
	原子力発電設備	564,174	9,760	494,069	70,104	87.6	
	内燃力発電設備	9,738	405	6,181	3,556	63.5	
	新エネルギー等発電設備	231	7	148	83	64.0	
	送電設備	44,948	1,251	29,899	15,048	66.5	
	変電設備	386,064	8,268	281,346	104,717	72.9	
	配電設備	17,768	465	12,733	5,034	71.7	
	業務設備	289,918	6,984	207,447	82,470	71.6	
	その他の設備	1,411	28	1,063	347	75.4	
	気	構築物	12,502,251	275,519	8,381,810	4,120,440	67.0
		水力発電設備	1,013,948	19,976	534,488	479,460	52.7
		汽力発電設備	524,320	11,062	355,547	168,772	67.8
		原子力発電設備	280,985	6,623	167,686	113,298	59.7
		新エネルギー等発電設備	1,379	21	1,181	197	85.7
		送電設備	6,052,622	122,278	4,501,986	1,550,636	74.4
		配電設備	4,628,733	115,550	2,820,738	1,807,994	60.9
		その他の設備	261	6	181	80	69.4
		事	機械装置	13,635,759	298,529	11,680,108	1,955,651
水力発電設備			649,681	15,900	515,039	134,641	79.3
汽力発電設備			4,421,627	94,680	3,991,405	430,222	90.3
原子力発電設備			4,281,527	75,467	3,939,565	341,961	92.0
内燃力発電設備			108,647	19,506	44,527	64,120	41.0
新エネルギー等発電設備	7,416		485	2,246	5,169	30.3	
送電設備	536,746		19,523	432,503	104,242	80.6	
変電設備	2,780,786		61,858	2,266,622	514,163	81.5	
配電設備	729,485		5,338	389,158	340,327	53.3	
業務設備	91,899		3,428	76,143	15,756	82.9	
その他の設備	27,941	2,340	22,896	5,045	81.9		
業	備品	146,292	7,387	125,645	20,647	85.9	
	水力発電設備	2,455	164	2,226	229	90.7	
	汽力発電設備	17,596	642	16,684	911	94.8	
	原子力発電設備	46,754	2,840	34,725	12,029	74.3	
	内燃力発電設備	69	18	60	9	86.1	
	新エネルギー等発電設備	10	-	9	1	85.8	
	送電設備	7,965	379	7,353	611	92.3	
	変電設備	13,211	472	12,506	705	94.7	
	配電設備	17,336	1,249	15,359	1,977	88.6	
	業務設備	40,890	1,618	36,717	4,172	89.8	
	その他の設備	3	-	2	-	98.5	
	定	リース資産	14,464	2,525	5,183	9,281	35.8
		水力発電設備	1	-	-	-	40.0
		汽力発電設備	279	39	42	236	15.3
		原子力発電設備	13,271	2,287	4,584	8,687	34.5
		送電設備	1	-	-	-	68.3
		変電設備	19	15	15	3	80.2
配電設備		2	-	-	1	32.7	
業務設備		888	182	537	350	60.5	
計		28,014,610	619,423	21,559,439	6,455,170	77.0	
資		ダム使用权	3,601	68	2,409	1,191	66.9
	水利権	14,638	730	8,292	6,345	56.6	
	商標権	6	-	3	2	61.3	
	電気ガス供給施設利用権	26,614	1,756	14,252	12,361	53.6	
	熱供給施設利用権	20	1	20	-	100.0	
	水道施設利用権	1,609	107	246	1,362	15.3	
	工業用水道施設利用権	11,537	757	6,748	4,788	58.5	
	電気通信施設利用権	51	2	15	36	29.8	
	電圧変更補償費	29	3	16	13	54.8	
	諸施設利用権	111,927	6,318	71,972	39,955	64.3	
	地役権	269,420	17,497	121,888	147,532	45.2	
	計	439,457	27,243	225,866	213,591	51.4	
	合計	28,454,068	646,667	21,785,305	6,668,762	76.6	
産	無形固定資産	83,518	4,071	49,560	33,958	59.3	
	事業外固定資産	16,070	307	12,686	3,383	78.9	

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には次の非償却資産は含まれてはいない。

電気事業固定資産	土地	584,543百万円、	水源かん養林	316百万円、	電話加入権	338百万円、
	地上権	18,565百万円、	地役権	136百万円、	土地賃借権	8,309百万円
附帯事業固定資産	土地	15,212百万円、	土地賃借権	37百万円		
事業外固定資産	土地	3,550百万円、	土地賃借権	30百万円		

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

平成24年3月31日現在

長期投資	その他の株式	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
		AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,463	3,351	
		(株)日本製鋼所	3,714,000	5,864	2,105	
		鹿島石油(株)	3,180,000	1,590	1,590	
		(株)東京臨海ホールディングス	20,640	1,076	1,076	
		(株)サンシャインシティ	1,372,800	686	686	
		海外ウラン資源開発(株)	1,341,652	670	670	
		東京国際空港ターミナル(株)	126	630	630	
		みなとみらい二十一熱供給(株)	11,700	585	585	
		関西国際空港(株)	11,660	583	583	
		小名浜石油(株)	12,500	558	558	
		ほか162銘柄	11,007,003	10,980	8,390	
		計	27,512,001	26,688	20,227	
	地方債	銘柄	額面総額 (百万円)	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	
		地方債	3	3	3	
		計	3	3	3	
	諸有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
		金銭信託	500	482		
		出資金	1,865	1,943		
		出資証券	3,347	3,347		
日本原子力研究開発機構		3,347	3,347			
その他		—	—			
計	5,712	5,773				
その他の長期投資	種類	金額(百万円)		摘要		
	出資金	2,674		うち、東北電力(株)建設分担金 74,964百万円		
	長期貸付金	1,265				
	社内貸付金	201				
	雑口	96,100				
	計	100,241				
合計	126,246					

【（その5）引当金明細表】

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	3,153	3,562	2,844	97	3,773
退職給付引当金	391,316	23,110	20,579		393,846
使用済燃料再処理等引当金	1,192,856	76,649	106,728	—	1,162,777
使用済燃料再処理等準備引当金	55,093	3,367	—	—	58,461
災害損失引当金	829,382	308,726	350,609	1,206	786,293
原子力損害賠償引当金	—	2,524,930	461,531	—	2,063,398
渇水準備引当金 (電気事業法第36条)	8,884	980	—	—	9,865
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第35条)	2,284	1,402	—	—	3,687

(注) 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

科目	金額 (百万円)	内容説明 (百万円)
建設仮勘定	878,563	電気事業固定資産建設工事口 858,698 水力発電設備 84,397 汽力発電設備 215,575 原子力発電設備 200,267 内燃力発電設備 63,162 新エネルギー等発電設備 1,592 送電設備 268,038 変電設備 15,026 配電設備 7,511 業務設備 3,125 附帯事業固定資産建設工事口 58 電気事業固定資産建設準備口 19,806
装荷核燃料	131,696	装荷額 343,312 減損引当額 (貸方) △211,616
加工中等核燃料	714,058	加工中核燃料 254,568 半製品核燃料 120,272 完成核燃料 44,634 再処理核燃料 728 その他 293,854
使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターへ拠出している。
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	原子力損害賠償支援機構法 (平成23年法律第94号) 第41条第1項第1号に規定する資金の未収金を整理している。
現金及び預金	1,202,251	現金 234 預金 1,201,920 (主な内訳 当座預金・普通預金 1,187,751) 小払資金 72 特定資金 24
売掛金	407,839	電灯料 134,111 電力料 237,572 (主な相手先 JFEスチール株式会社 2,295 東武鉄道株式会社 1,635 鹿島南共同発電株式会社 1,616 日産自動車株式会社 1,560 東日本旅客鉄道株式会社 1,531) 地帯間販売電力料 9,721 他社販売電力料 4,790 託送収益 7,845 事業者間精算収益 — 電気事業雑収益 1,619 貸付設備収益 299 附帯事業営業収益 11,878 (注) 電力料の主な相手先は、大口電力のみを対象としている。 滞留状況 電灯料、電力料については、毎月検針後30日以内にほとんど回収され、地帯間販売電力料、他社販売電力料及び託送収益については発生の翌月又は支払期日までに回収されている。
貯蔵品	169,248	石炭 2,824 燃料油 77,914 ガス 49,202 一般貯蔵品 33,916 (電柱、電線・ケーブル、変圧器、積算電力量計等) その他 5,390

② 負債の部

科目	金額 (百万円)	内容説明 (百万円)
社債	3,677,244	内債 3,517,800 外債 159,444 (1年以内に償還すべき金額を除く。)
長期借入金	3,216,377	株式会社三井住友銀行 769,500 株式会社みずほコーポレート銀行 530,000 株式会社日本政策投資銀行 373,619 株式会社三菱東京UFJ銀行 349,000 三菱UFJ信託銀行株式会社 193,100 その他 1,001,158 (1年以内に返済すべき金額を除く。)
資産除去債務	799,958	特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金) 594,479 特定原子力発電施設 (その他) 205,478
買掛金	304,076	燃料代 187,101 (主な相手先 JX日鉱日石エネルギー株式会社 39,706 三菱商事株式会社 24,698 三井物産株式会社 9,644) 物品代 20,315 (主な相手先 株式会社東芝 4,945 東京産業株式会社 1,932 三井物産プラントシステム株式会社 1,507) 地帯間購入電力料 15,889 (主な相手先 東北電力株式会社 15,838) 他社購入電力料 78,857 (主な相手先 相馬共同火力発電株式会社 24,104 常磐共同火力株式会社 7,890 電源開発株式会社 6,140) 託送料 1,676 事業者間精算費 236
未払金	158,534	請負代 83,870 物品代 62,254 その他 12,409
未払費用	233,966	請負代 30,285 給料手当 18,224 支払利息 27,726 委託費 34,476 補償費 73,061 その他 50,192

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

2. 平成24年6月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、同日より各種類株式の1単元の株式数を以下のように規定している。

普通株式	100株
A種優先株式	100株
B種優先株式	10株

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|---|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自平成22年4月1日
(第87期) 至平成23年3月31日) | 平成23年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 平成23年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第88期第1四半期 自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)
(第88期第2四半期 自平成23年7月1日
至平成23年9月30日)
(第88期第3四半期 自平成23年10月1日
至平成23年12月31日) | 平成23年8月10日
関東財務局長に提出。
平成23年11月8日
関東財務局長に提出。
平成24年2月14日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1
項及び第2項第2号に基づく臨時報告書) | 平成23年7月5日
関東財務局長に提出。
平成24年5月21日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、会社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構より資金交付の決定の通知を受けた。その後、会社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、会社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、会社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、会社は平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

会社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 「注記事項 連結貸借対照表関係 7. 偶発債務（3）原子力損害の賠償に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部より「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

3. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ホ 災害損失引当金 当連結会計年度 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (7) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「注記事項 重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成24年5月21日開催の会社取締役会において、原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式(A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。)の発行を決議し、平成24年6月27日開催の会社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する承認を得た。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東京電力株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社の財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、会社は原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第45条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の認定を申請し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、要賠償額の見直しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額について、機構

より資金交付の決定の通知を受けた。その後、会社は要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行い、主務大臣に対し、機構と共同して機構法第46条第1項の規定に基づき、緊急特別事業計画の変更の認定を申請し、平成24年2月13日に主務大臣より同計画の変更の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更の決定の通知を受けた。

一方、会社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成24年3月16日）の策定等を踏まえ、要賠償額の見直しを見直したことから、機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金交付の額の変更の申請を行うとともに、迅速かつ適切な賠償の実施に万全を期し、福島第一原子力発電所1～4号機の着実な廃止措置へ全力で取り組む態勢の整備に加え、電力の安定供給を確保すべく、自律的な資金調達力の早期回復に向けて財務基盤を強化することを目的として、機構法第41条第1項第2号の規定に基づく資金援助（以下「株式の引受け」という）の申請を行った。また、経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向け、会社は機構と共同して緊急特別事業計画を見直し、主務大臣に対し、機構法第46条第1項の規定に基づき、総合特別事業計画の認定を申請し、平成24年5月9日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の額の変更及び株式の引受け（払込金額総額1兆円）の決定の通知を受けている。さらに、会社は平成24年5月11日に経済産業大臣に対し、電気事業法第19条第1項の規定に基づく電気料金の改定の申請を行っている。

会社は同計画に従い、経営の抜本的な改革に取り組むとともに、機構法に基づく支援を受けて迅速かつ適切な賠償、着実な廃止措置、電力の安定供給の確保への万全な対応を図っていくが、同計画の実施に際しては、機構が了解する株式の内容と引受条件であることを前提に、株主総会において必要な議案が決議された後、機構による株式の引受けが必要となることや、電気料金の改定の申請について、経済産業大臣による認可が必要となることを踏まえ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務（3）原子力損害の賠償に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準（5）災害損失引当金 当事業年度 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「重要な会計方針 8. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「注記事項 重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成24年5月21日開催の会社取締役会において、原子力損害賠償支援機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）の発行を決議し、平成24年6月27日開催の会社定時株主総会において、本優先株式発行に必要な発行可能株式総数の増加等に関する承認を得た。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。